

第6期中原区地域福祉計画（素案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

特記事項

本計画（素案）は、令和2年11月初旬時点の内容のものであり、令和3年3月の策定（改定）に向けて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会やパブリックコメント、庁内協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

中原区

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
(1) 社会環境の変化	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景	5
(3) 推進ビジョンの概要	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	9
(2) 取組の推進イメージ	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題	11
5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿	12
(1) 地域福祉とは	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手	12
(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿	13
6 第6期計画期間における施策の方向性	15
(1) 計画の基本理念・目標	15
(2) 計画推進における圏域の考え方	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
第1章 中原区地域福祉計画について	23
1 中原区地域福祉計画とは	25
(1) 中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨	25
(2) 計画策定の流れ	26
(3) 中原区社会福祉協議会との連携	27
2 中原区の地域の特徴	28
(1) 区の概況	28
(2) 区の現状	29
3 地区（地域ケア圏域）の概況	38
(1) 大戸地区	38

(2) 小杉地区.....	40
(3) 丸子地区.....	42
(4) 玉川地区.....	44
(5) 住吉地区.....	46
4 区の課題.....	48
(1) 統計データからみえる課題.....	48
(2) 地域福祉実態調査からみえる課題.....	49
(3) 地域福祉計画推進検討会議の意見等からみえる課題.....	54
5 第5期計画の振り返り.....	56
主要な取組1 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり.....	56
主要な取組2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる取組の充実.....	56
6 第6期計画に向けて.....	57
第2章 中原区地域福祉計画の取組.....	59
1 中原区がめざす地域福祉.....	61
(1) 基本理念.....	61
(2) 基本目標.....	63
2 計画の体系.....	66
3 取組一覧.....	67
4 主要な取組.....	70
5 取組掲載にあたっての視点.....	71
6 取組.....	72
基本目標1 区民が主役の地域づくり.....	72
基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり.....	80
基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進.....	85
基本目標4 地域参加の仕組みづくり.....	89
7 地域福祉計画の進め方.....	90
8 計画の進捗管理.....	91

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

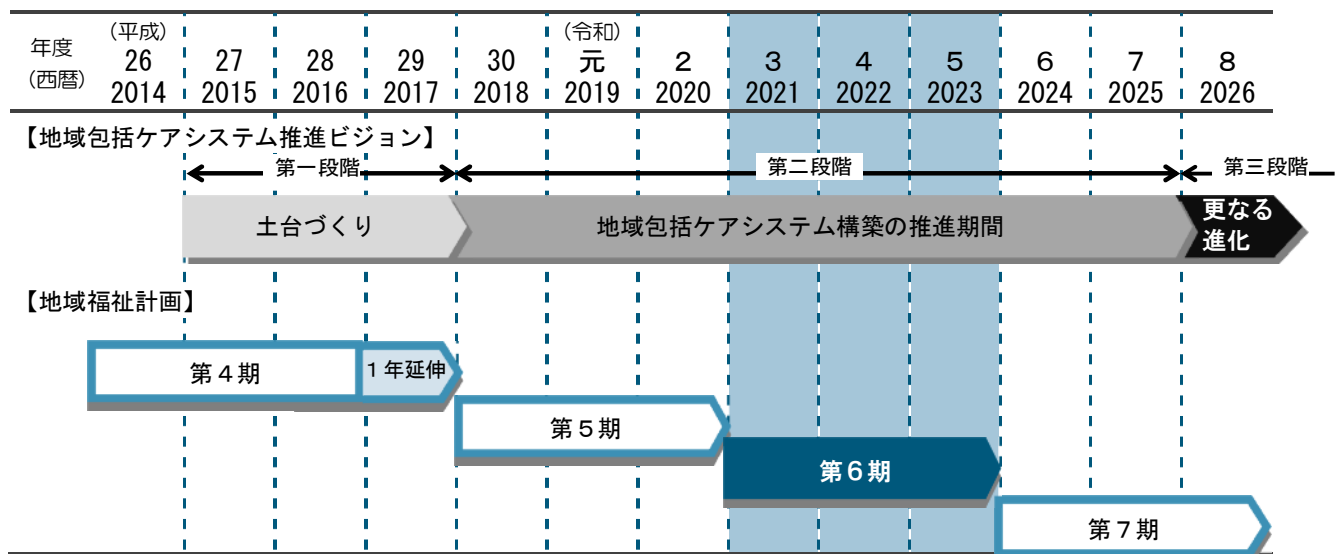
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度に第1期計画がスタートし、今回が第6期となります。今回の第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

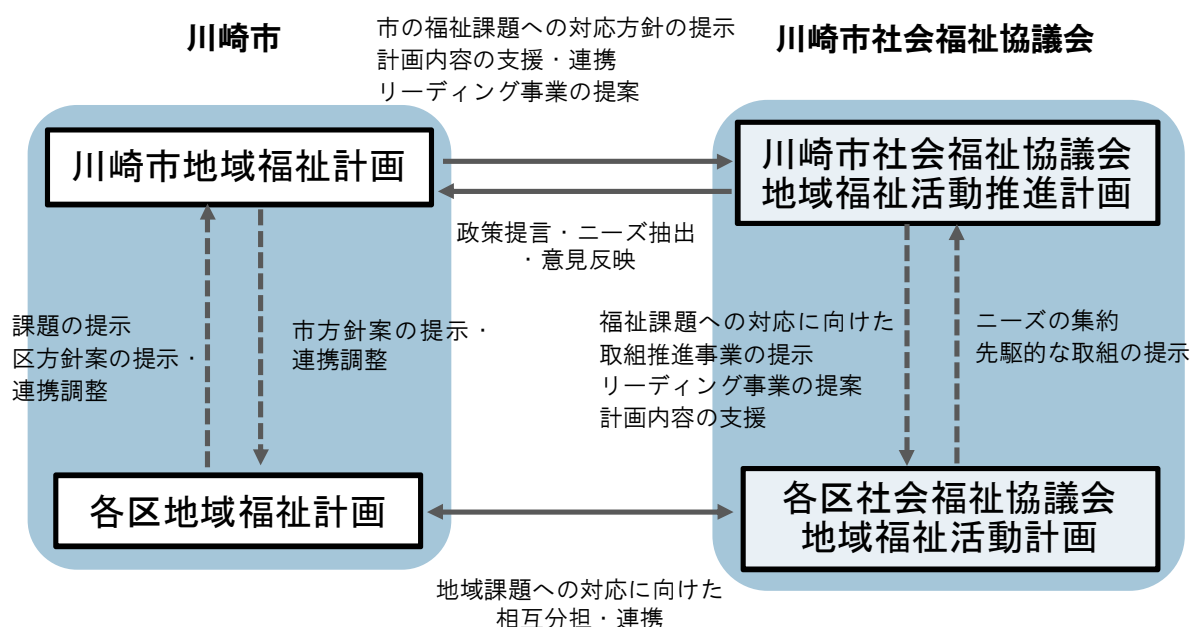
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市においては、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27(2015)年3月に、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「**地域共生社会の実現**」をめざし、まちづくりや地方創生

などの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



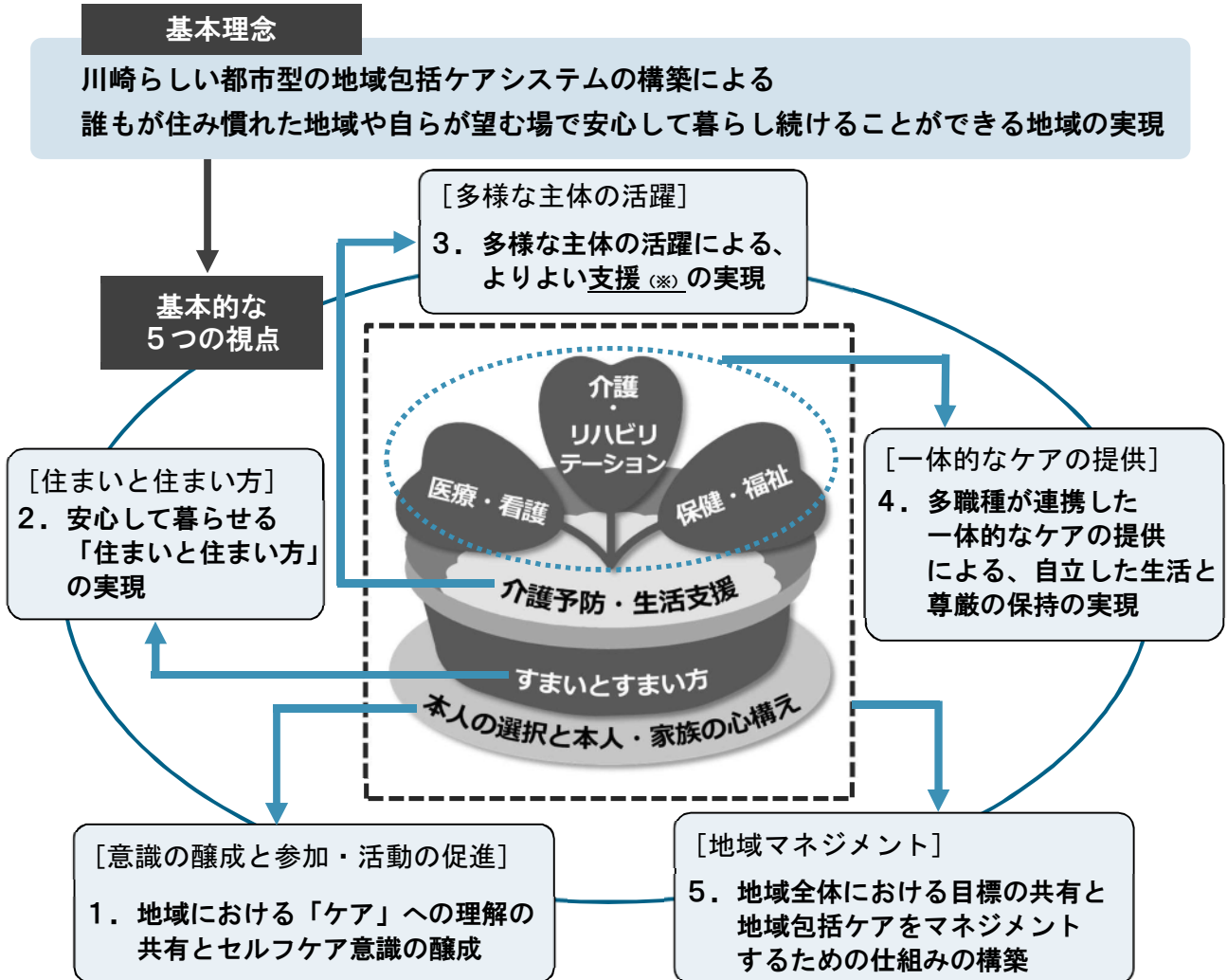
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

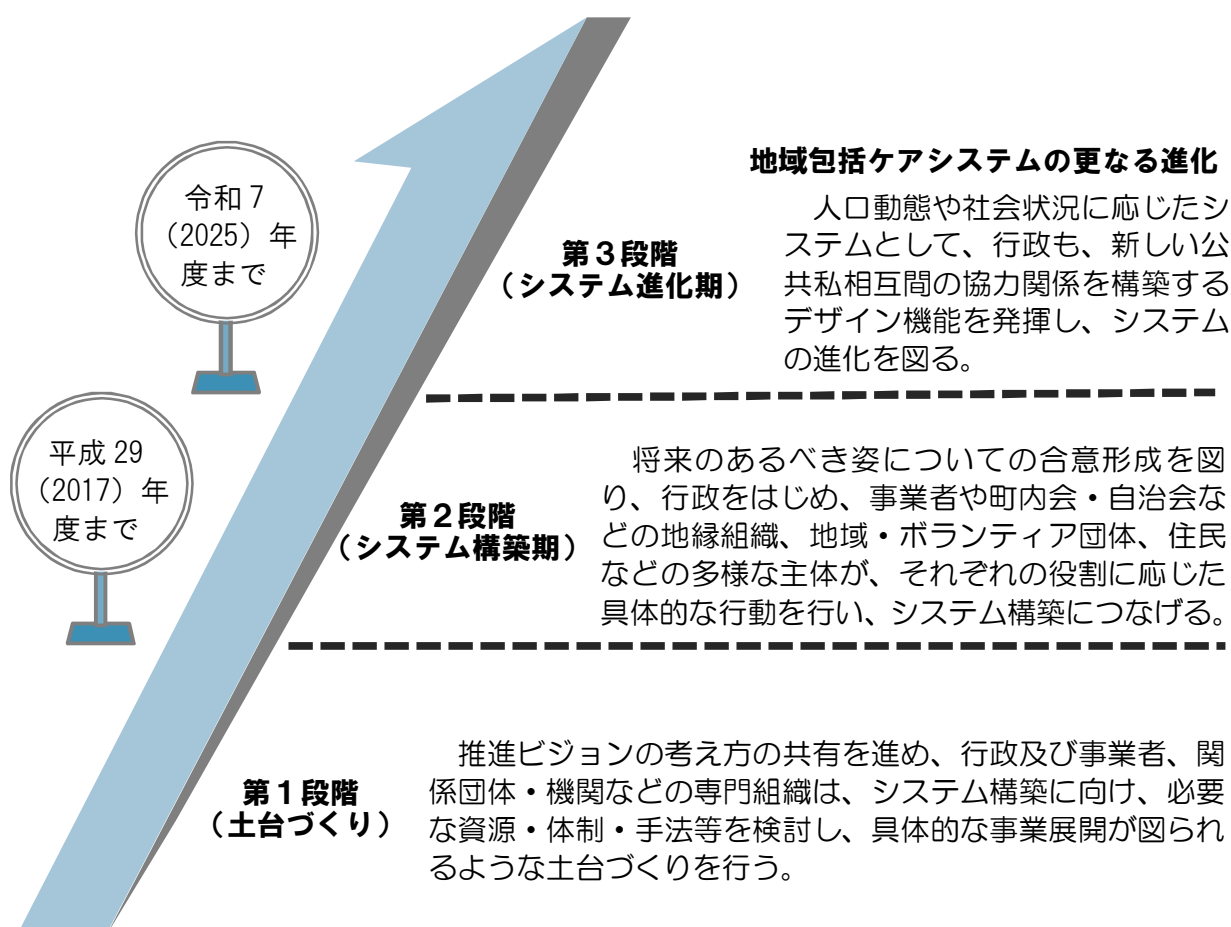
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定して以降の平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年以降には、高齢者ひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4 月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

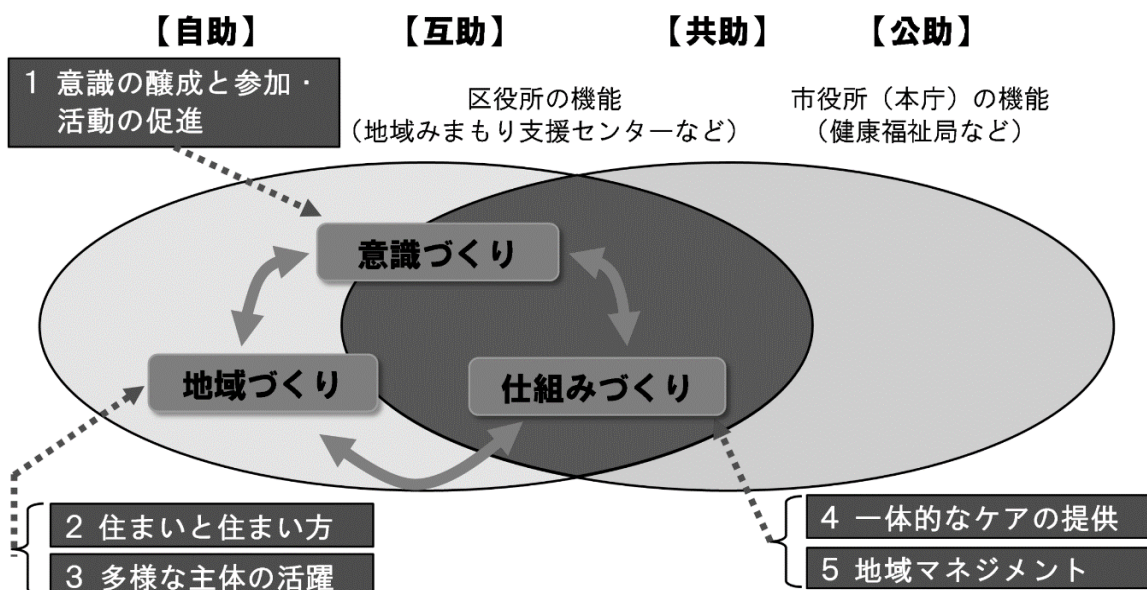
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



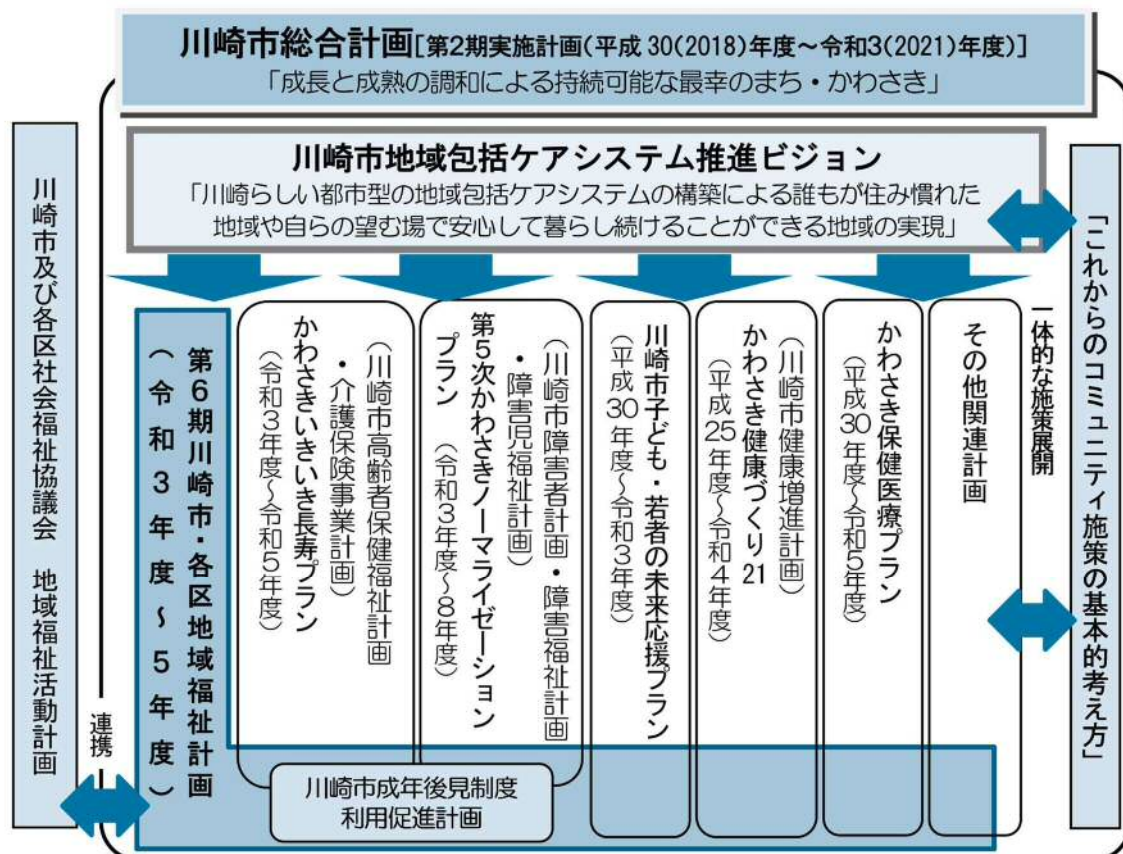
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、川崎市成年後見制度利用促進計画については、本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- （1）住民が主役の地域づくり
- （2）住民本位の福祉サービスの提供
- （3）支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- （4）連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要介護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながれる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取り組みをつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人（令和元年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7（2025）年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、令和7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和7（2025）年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいつくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に対応した取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(2) 計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を 44 圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開を目指して、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】 (令和2年5月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会(650) 小学校区(114校区) など	(例示) ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域(44圏域) 人口平均 約35,000人 中学校区(52校区)	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域(7区) 人口 17万人~26万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約154万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

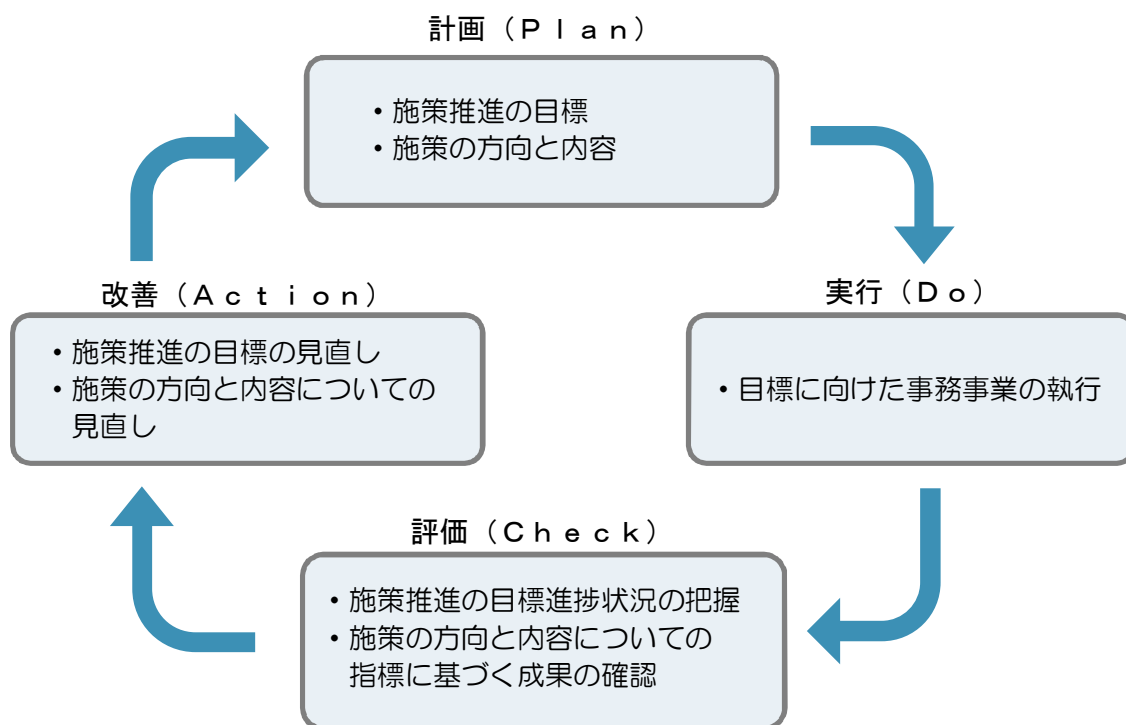
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- * 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるをえなくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に**定期的に電話し、おしゃべりしながら近況を伺ったことで、見守りの機能としての「つながり」を保つことができた。**
- * テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、**地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。**

これらの事例は、感染拡大防止への対応に模索し始めた令和2（2020）年度中のものですが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いきいの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
 - ⑤コミュニケーション支援事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
 - ⑤児童相談所運営事業
- (3) 保健・福祉人材等の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ②看護師確保対策事業
 - ③保育士確保対策事業
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の福祉支援体制の構築
- ①災害救助その他援護事業
 - ②地域防災推進事業
- (2) 見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④母子父子寡婦福祉資金貸付事業
 - ⑤子ども・若者支援推進事業
 - ⑥里親制度推進事業
 - ⑦児童養護施設等運営事業
 - ⑧更生保護事業
 - ⑨「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等
- ①介護サービスの基盤整備事業
 - ②障害福祉サービスの基盤整備事業
 - ③公立保育所運営事業
 - ④認可保育所整備事業
 - ⑤市営住宅等ストック活用事業
- (3) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥かわさき健幸福寿プロジェクト
 - ⑦健康リビング事業
 - ⑧居住支援協議会の運営
- (4) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携
- (5) 総合的な施策展開に向けた連携体制
- ①川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

中原区地域福祉計画について

第1章

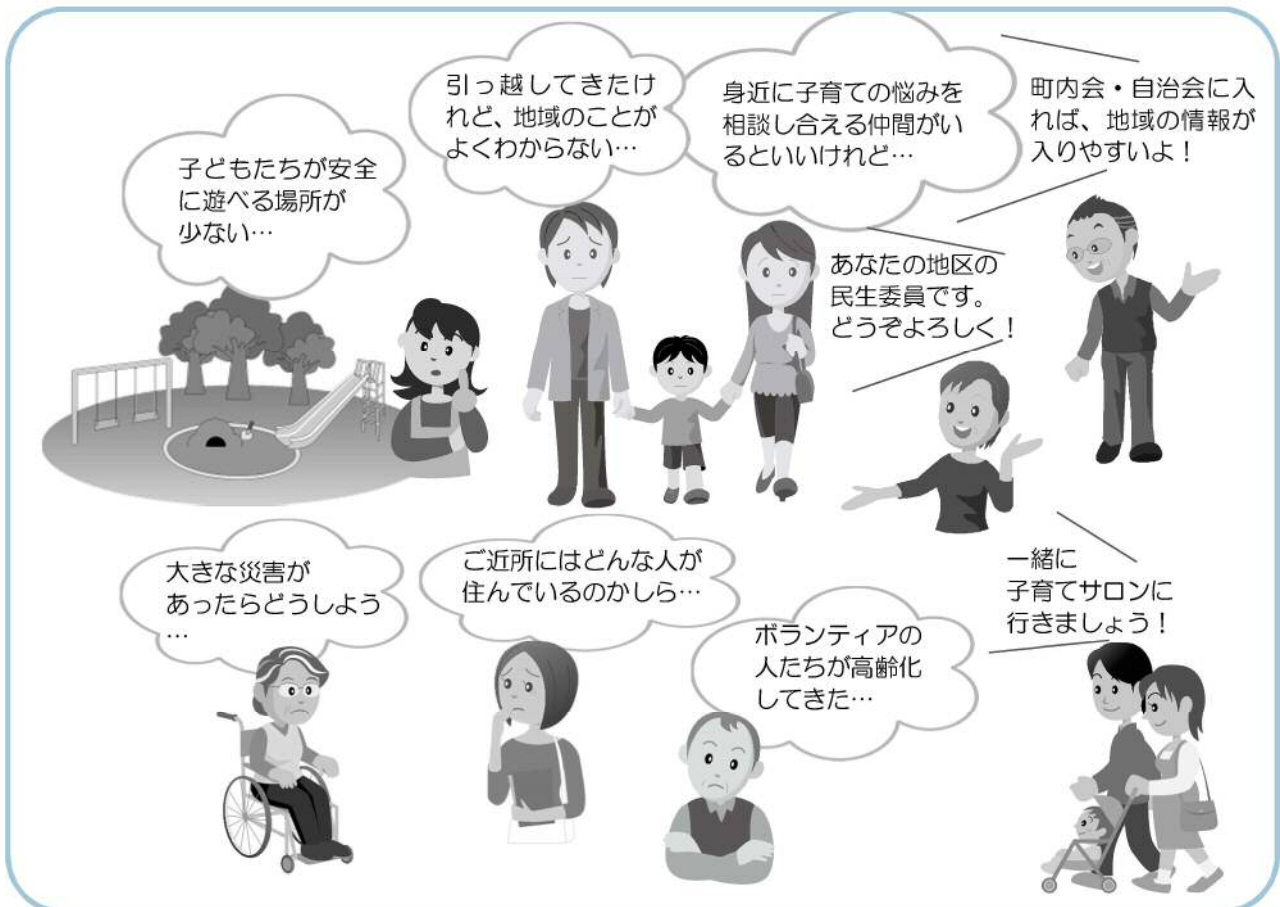
1 中原区地域福祉計画とは

(1) 中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

中原区は7区で最も人口が多い区であり、大規模マンション等の集合住宅に住む人の割合が高くなっています。若い年代が多く、子どもの数も増えている一方、ひとり暮らし高齢者も増加傾向であり、障害のある人や外国人住民の数も増えています。様々な人が、それぞれの課題を抱え、いくつもの課題を抱えている人もいます。

「中原区地域福祉計画」は、区民が抱える生活課題に区民自らが主体となって取り組み、さらに地域全体で支援するための計画です。市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、より身近な課題に向き合うことが求められます。

地域のつながりによる支え合いの仕組みをつくり、区民と区民を取り巻く様々な人、関係機関、行政などが協力し合い、暮らしやすい中原区をめざしましょう。

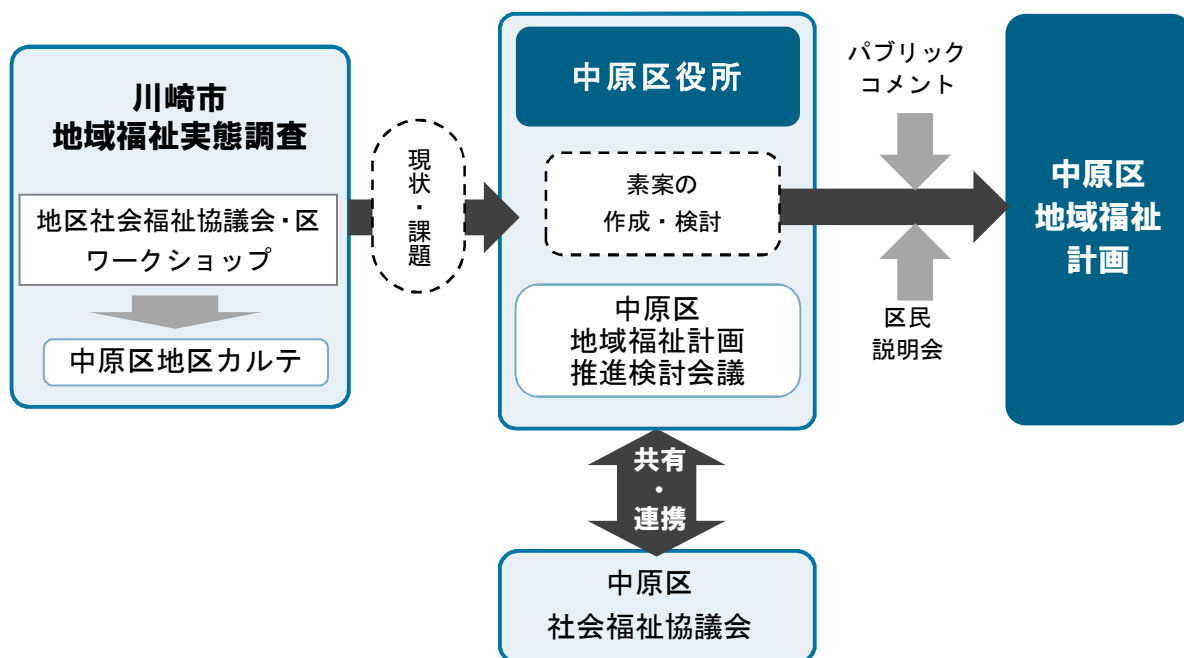


(2) 計画策定の流れ

「中原区地域福祉計画」を策定するにあたり、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などで、地域の現状や課題を把握しました。また、各地区社会福祉協議会と協働でワークショップを開催し、課題の共有、情報交換を図りながら情報を地区カルテとしてまとめました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「中原区地域福祉計画推進検討会議」で、様々な視点から中原区での地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などの意見をいただきました。

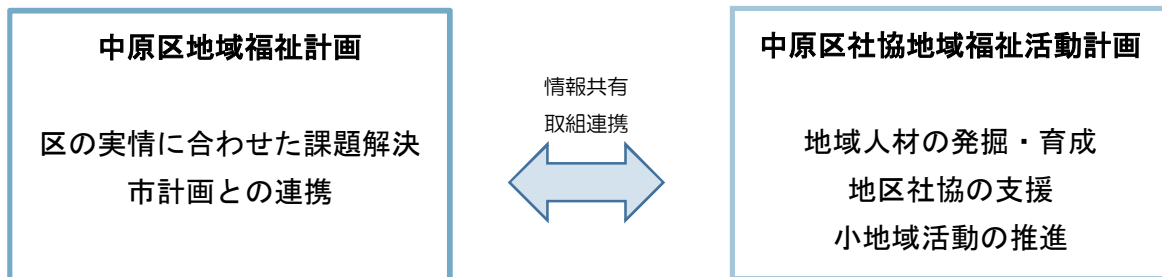
計画素案は公表し、パブリックコメントや区民説明会等でいただいた意見を踏まえてさらに検討し、この計画を策定しました。



(3) 中原区社会福祉協議会との連携

中原区社会福祉協議会は中原区の福祉に関わる住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含めた）等が集まり組織されている民間の団体です。区社会福祉協議会では「中原区地域福祉活動計画」を策定し、様々な立場の団体との間で調整役となり、各分野の力を合わせることで安心して暮らせる中原区の実現をめざしています。

本計画の推進にあたっては、区社会福祉協議会と地域の課題を共有するとともに、連携して課題解決に取り組むことにより、それぞれの理念に基づきながらも、支え合いの地域づくりで安心して暮らせる中原区をめざしていきます。



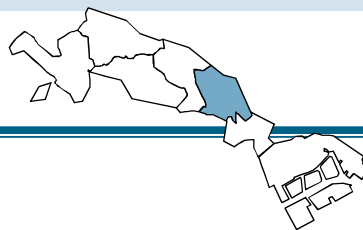
〈基本理念〉

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり

〈基本理念〉

『みんなが主役』で『みんなにわかる』、
そして『みんなでつくる』
おたがいさまの心で満ちあふれる
なかはらの福祉

2 中原区の地域の特徴



(1) 区の概況

中原区は本市のほぼ中央に位置し、多摩川沿いの緑や二ヶ領用水の水辺、井田山などの自然に恵まれた平地の多い地域です。



北部の等々力緑地は、自然・文化・スポーツが楽しめる市を代表する緑地です。Jリーグの川崎フロンターレの本拠地等として利用されている等々力陸上競技場や、バスケットボールでは川崎ブレイブサンダース、富士通レッドウェーブ、バレーボールではNECレッドロケッツの試合も開催されるとどろきアリーナなど、各スポーツ施設のほか、市民ミュージアム、ふるさとの森、釣池などがあり、区民の憩いの場となっています。

東京・横浜・川崎のいずれの方向にも交通の便がよく、都心のベッドタウンとして宅地化が進み、近年では武蔵小杉駅周辺のタワーマンションの建設ラッシュなどにより、特に若い世代の人口が急増し、市内で最も人口が多い区となっています。

また、企業の研究・開発部門などがJR南武線沿線に集積し、大型商業施設の開業も相次いでいることから、市内外からの来街者も多く、全国的にも注目されるまちとなっています。



● 区の花 パンジー

区制25周年を記念して、区民の投票により平成10(1998)年1月に制定しました。下小田中のパンジーは、品質面でも高い評価を受けています。



● 区の木 モモ

市制90周年を記念して、区民の投票により平成27(2015)年3月に制定しました。かつては桃や梨などの果樹栽培が盛んで、現在も二ヶ領用水沿いの桃並木が有名です。

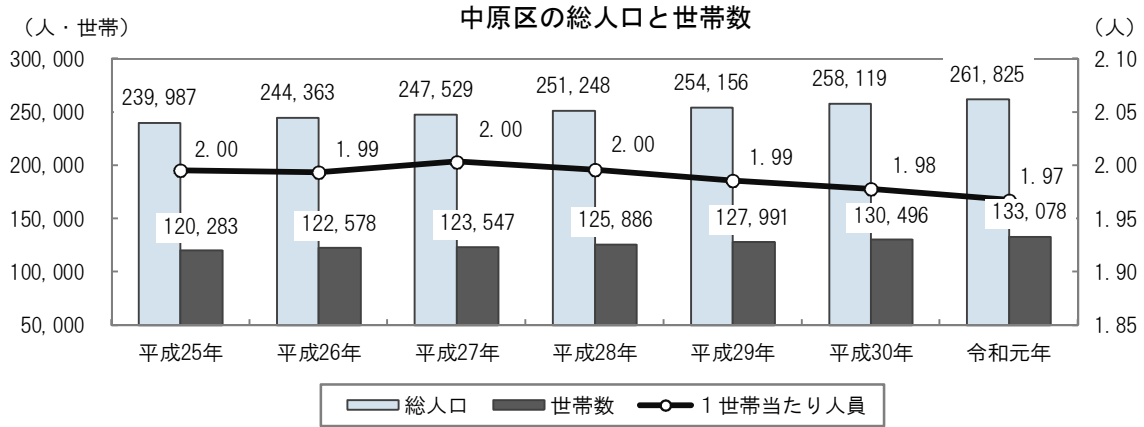


(2) 区の現状

① 総人口と世帯数

中原区の人口は増加を続けており、令和元（2019）年 10 月 1 日現在で 261,825 人と、7区で最も人口の多い区となっています。

人口増加に対し、1世帯当たりの人員は 1.97 人となっており、平成 28（2016）年から減少傾向となっています。



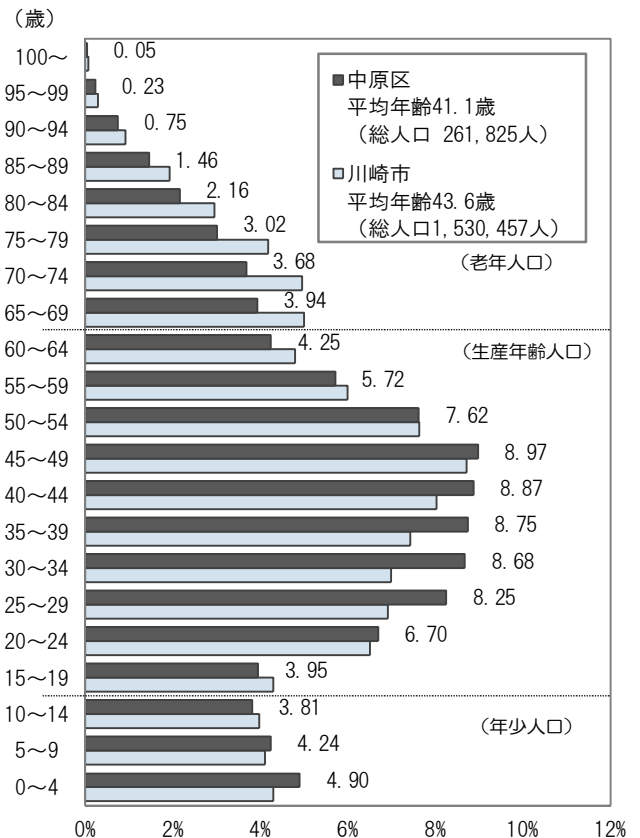
資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年 10 月 1 日現在）

② 人口構成

● 年齢 5 歳階級別人口割合

年齢 5 歳階級別人口割合を市と比較すると、年少人口（0～14 歳）では 0～9 歳の割合が市より高く、生産年齢人口（15～64 歳）では 20～49 歳の割合が市より高くなっています。また、平均年齢は 7 区で最も低く、41.1 歳となっています。

年齢 5 歳階級別人口割合（令和元年 10 月 1 日現在）

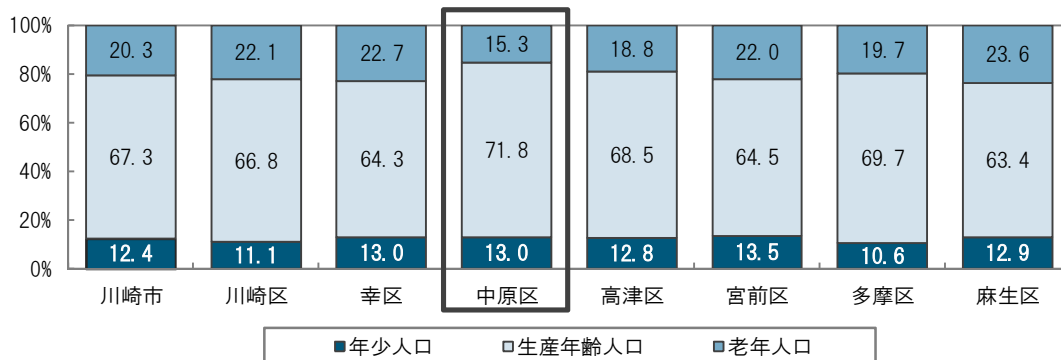


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（令和元年 10 月 1 日現在）

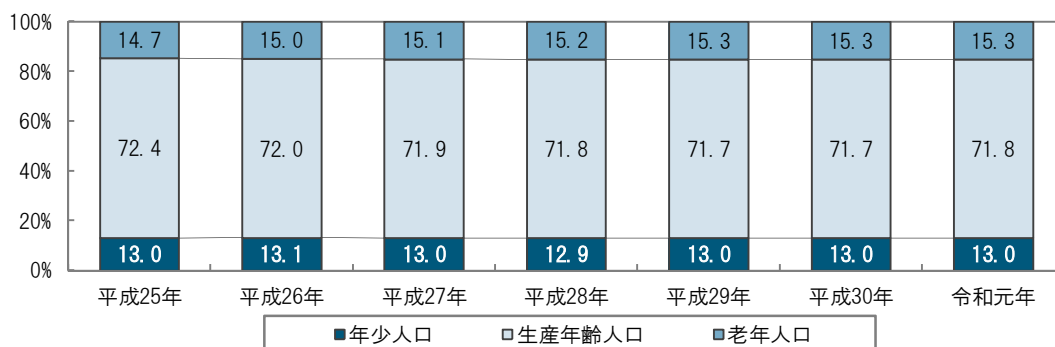
●年齢3区分別人口割合

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）が71.8%と7区で最も高く、また、老年人口（65歳以上）は15.3%と最も低くなっています。

区別年齢3区分別人口割合（令和元年10月1日現在）



中原区の年齢3区分別人口割合の推移

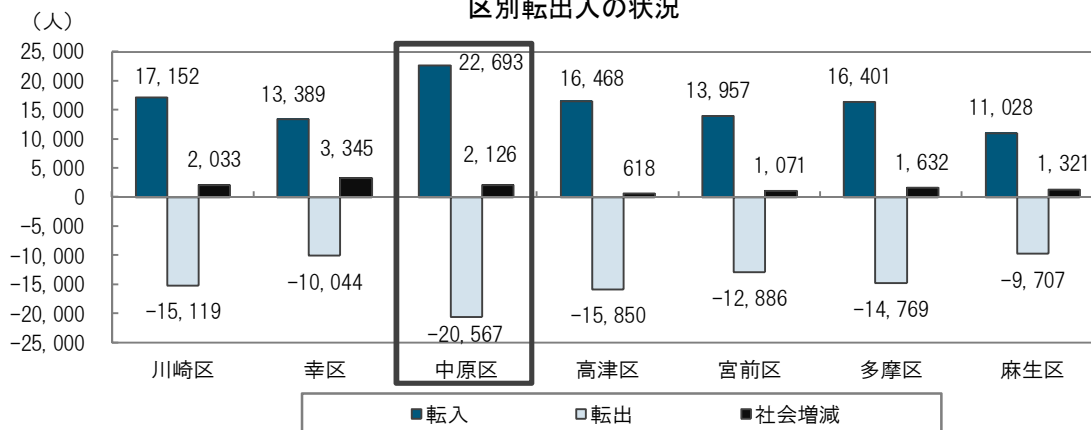


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

③ 転出入の状況

令和元（2019）年の転出入の状況をみると、1年間で約22,700人の転入、約20,600人の転出があり、ともに7区で最も多く、転入が転出を約2,100人上回っています。

区別転出入の状況

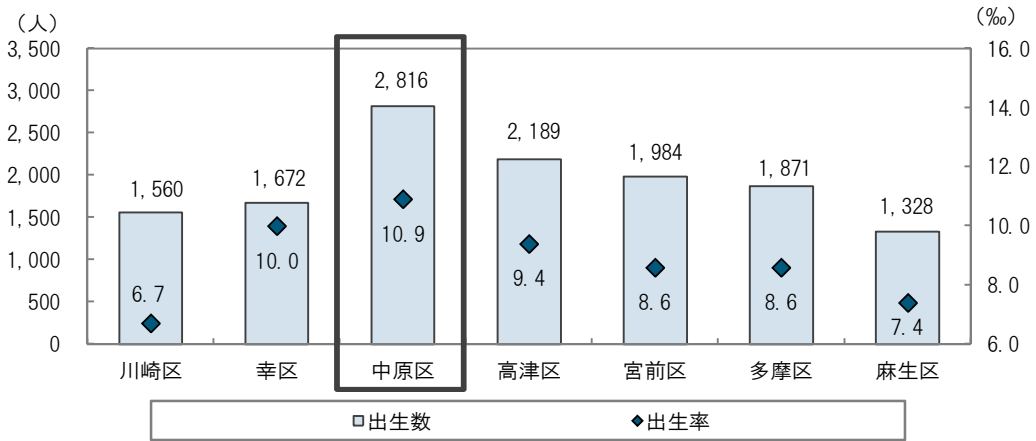


資料：川崎市統計情報「区別月別人口動態」（平成31年1月～令和元年12月の合計）
※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数。

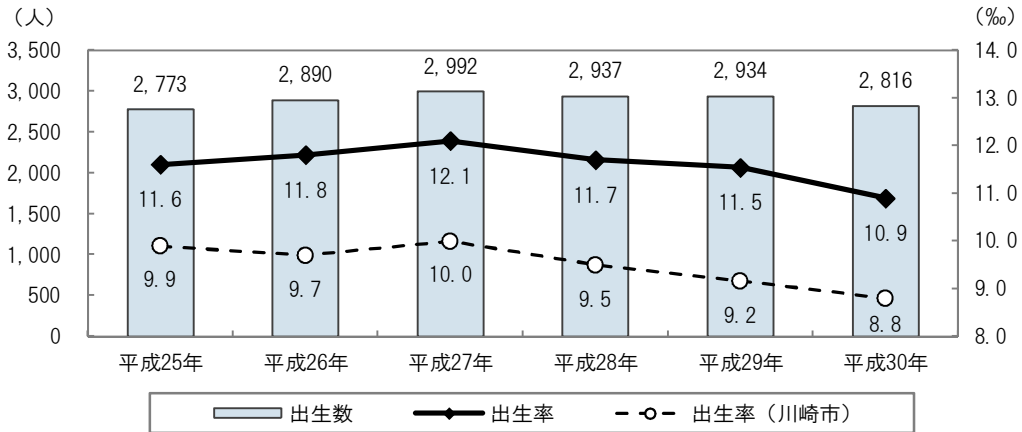
④ 出生数・出生率の推移

平成30(2018)年の出生数・出生率は、7区で最も高くなっています。区の出生数・出生率は平成27(2015)年まで増加していましたが、以降は減少に転じ、平成30(2018)年は出生数2,816人、出生率10.9‰となっています。

区別出生数・出生率(平成30年)



中原区の出生数・出生率の推移



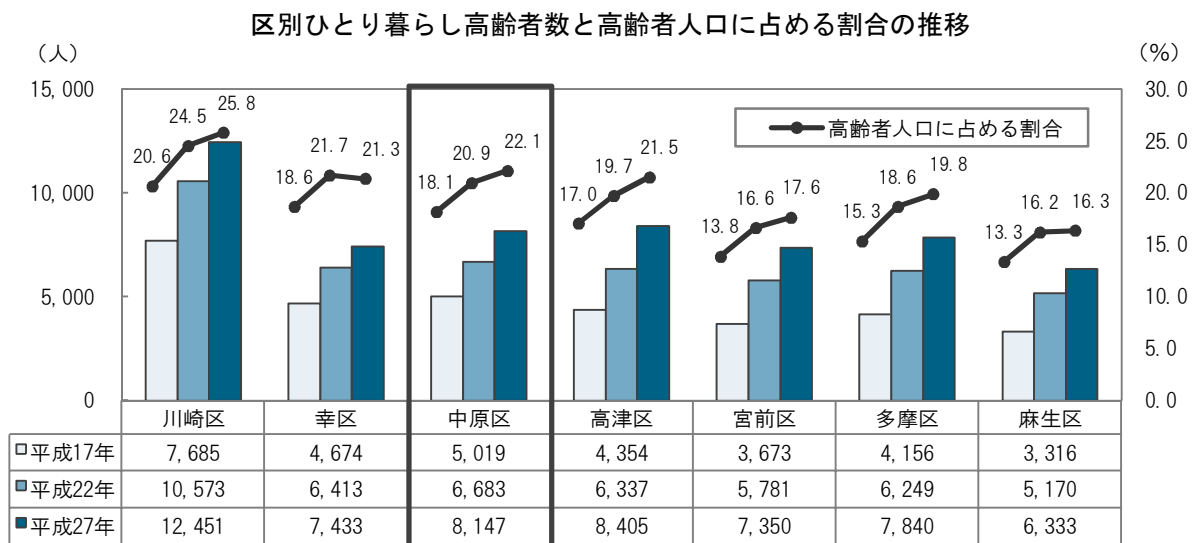
資料：川崎市統計書
 ※‰(パーミル) = 千分率(人口千対)

⑤ 高齢者の状況

●ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

平成 27（2015）年の国勢調査では、中原区は7区で3番目にひとり暮らし高齢者が多く、平成 22（2010）年から 1,464 人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は 22.1%となっており、7区で2番目に高くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成 22（2010）年から 1.2 ポイント上昇しています。

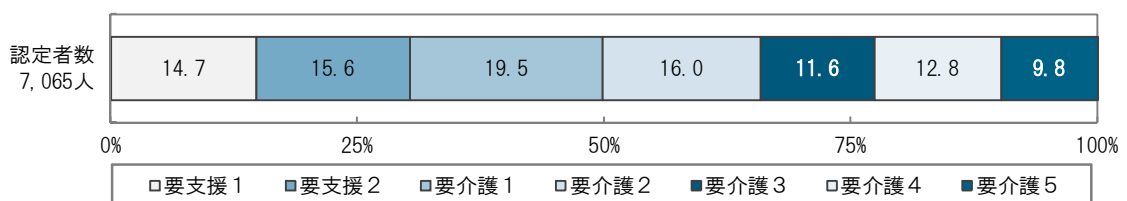


資料：国勢調査

●要介護認定者の要介護度割合

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援認定者数は平成 31（2019）年3月31日時点で 7,065 人となっています。要介護・要支援認定者のうち、約3割が要支援1と要支援2です。

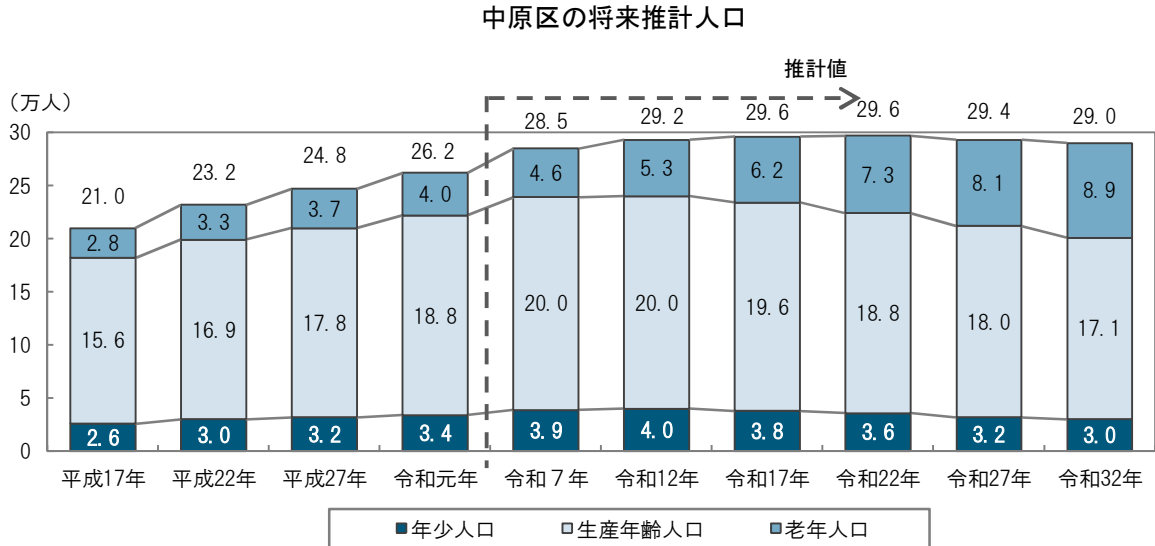
中原区の要介護認定者の要介護度割合（平成30年度末）



資料：川崎市統計書

●将来の高齢者の推計

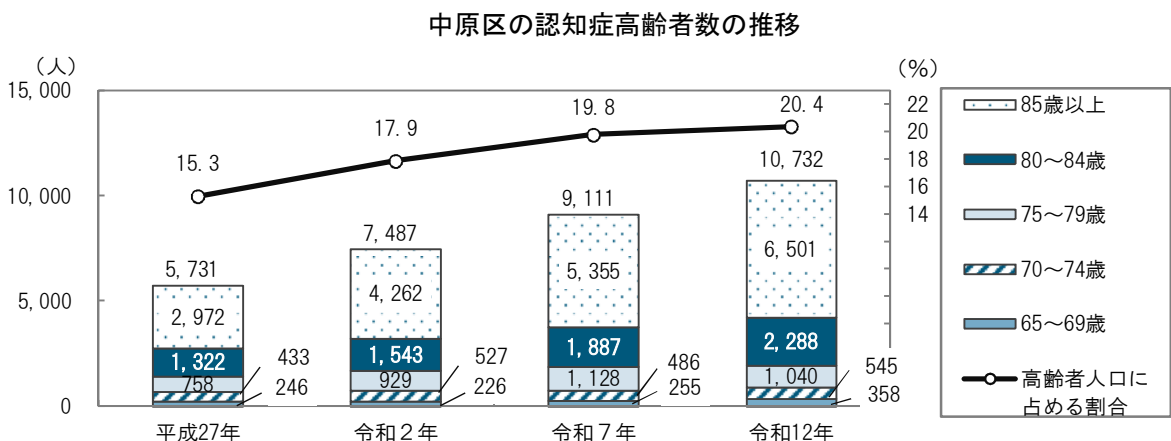
平成 29（2017）年の将来人口推計によると、中原区の人口は令和 22（2040）年にピークを迎えると推計されています。15～64 歳の生産年齢人口は令和 7（2025）年にピークを迎えますが、高齢者の人数（老年人口）はその後増加を続けると推計されています。



資料：「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（各年 10月1日現在）
平成 29 年5月 川崎市総務企画局
※令和元年のみ「川崎市統計書」

●認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は今後増加を続け、令和 12（2030）年には、約 10,700 人まで増加すると想定しています。

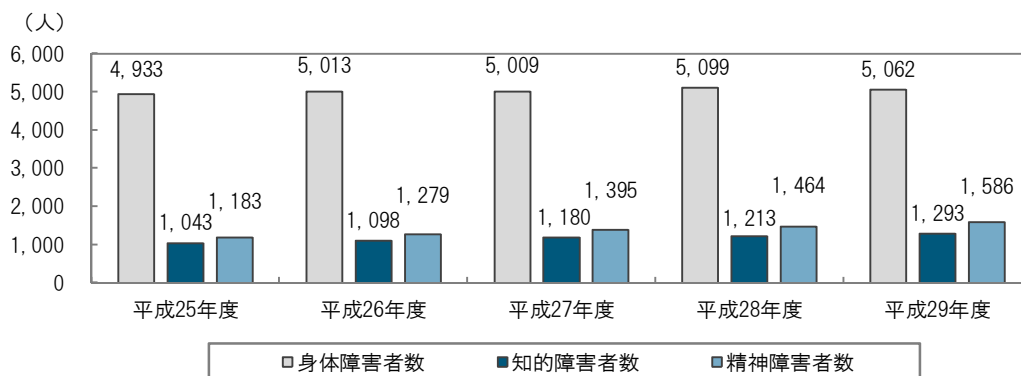


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。
※令和 2 年以降の推計は、平成 27 年国勢調査をベースに本市総務企画局が平成 29 年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MC I）は含まれない。

⑥ 障害者数の推移

障害者数は、平成 29（2017）年度末で身体障害者手帳所持者数が 5,062 人、知的障害者数※が 1,293 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 1,586 人となっており、いずれも増加傾向にあります。

中原区の障害者数の推移



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑦ 児童虐待相談・通告の状況

川崎市では、子どもの安全と健やかな成長が守られるよう、平成 25（2013）年 4 月 1 日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行され、平成 26（2014）年 2 月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しています。

中原区の平成 30（2018）年度の児童虐待相談・通告件数は、560 件となっています。

児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所・児童相談所合計）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成26年度	540	338	290	375	273	349	207	18	2,390
平成27年度	673	357	332	334	312	325	189	12	2,534
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134

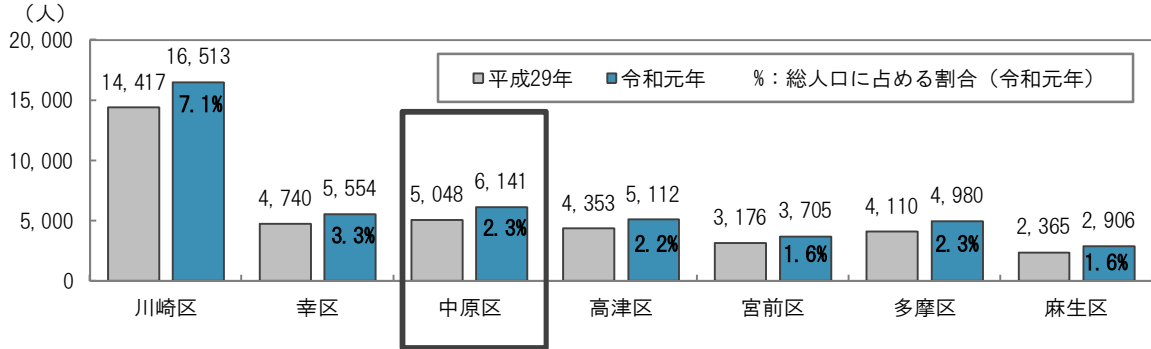
資料：川崎市こども未来局「平成 30 年度 川崎市における児童虐待相談・通告件数について」

※その他は初期調査により、管轄区外に居住していることが確認された件数。

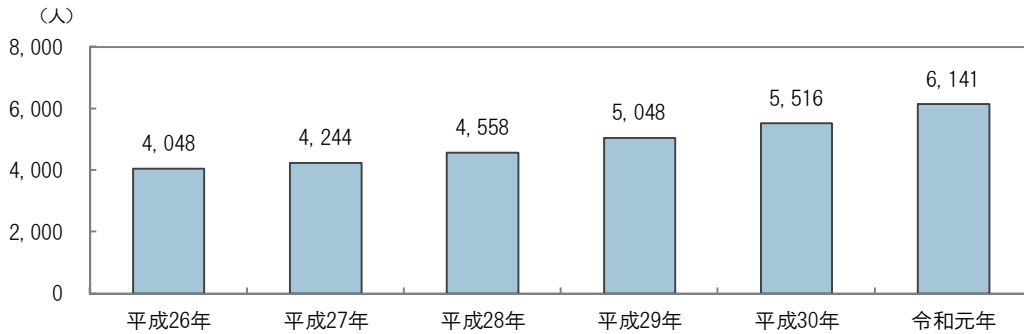
⑧ 外国人住民人口の状況

外国人住民人口は、平成29（2017）年9月末の5,048人から令和元（2019）年9月末には6,141人となり、市内で2番目となっています。

区別外国人住民人口の推移と総人口に占める割合



中原区の外国人住民人口の推移

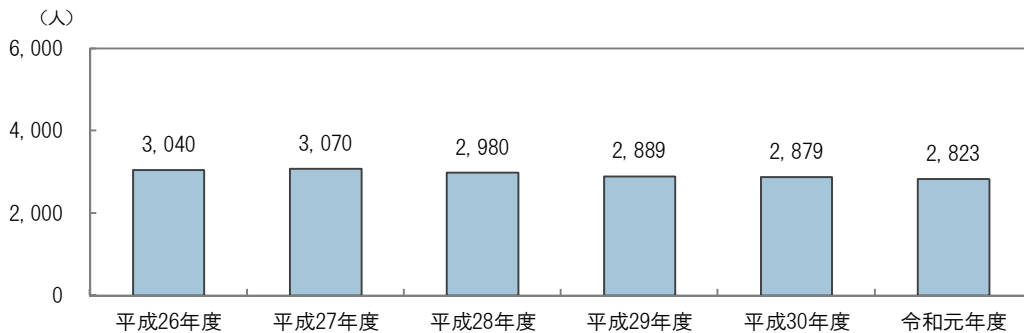


資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）

⑨ 生活保護の状況

令和元（2019）年度の生活保護を受けた人の数は2,823人で、緩やかながらも低下傾向となっています。

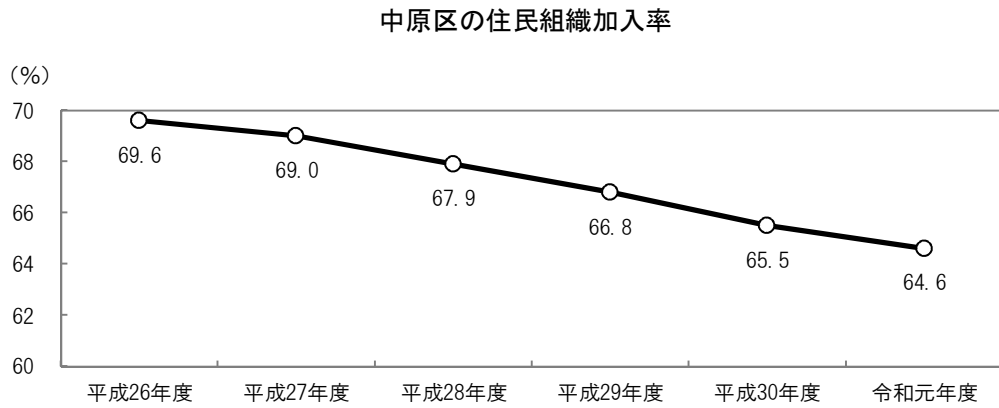
生活保護の状況（実人員）



資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

⑩ 住民組織加入率の推移

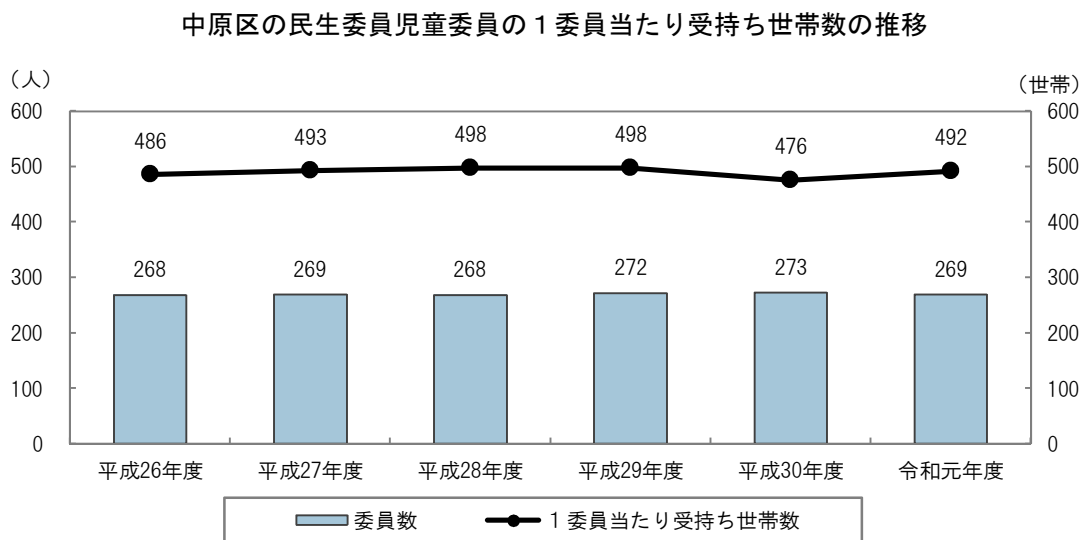
町内会・自治会等の住民組織加入率は令和元（2019）年度で64.6%となっており、平成26（2014）年度から減少傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑪ 民生委員児童委員の状況

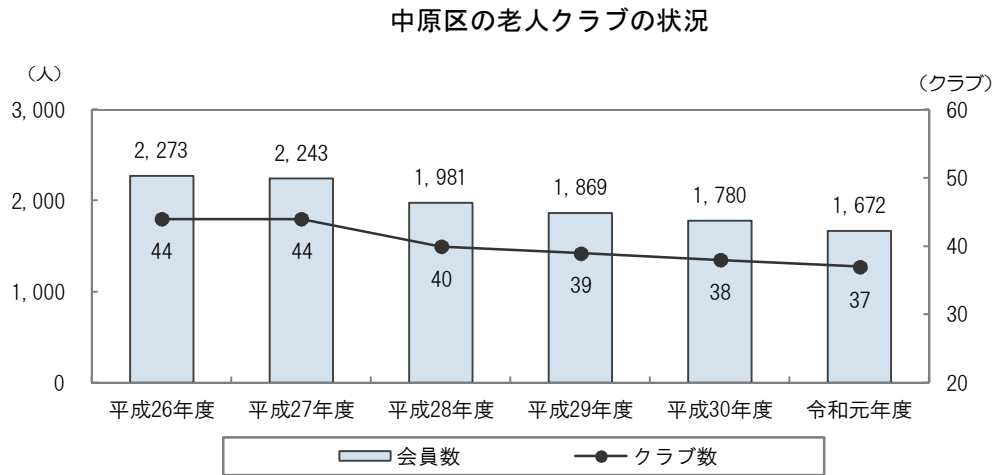
民生委員児童委員数及び1委員当たり受持ち世帯数は横ばい傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑫ 老人クラブの状況

老人クラブの状況は令和元（2019）年度で会員数が 1,672 人となっており、平成 26（2014）年度から毎年減少しています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

3 地区（地域ケア圏域）の概況

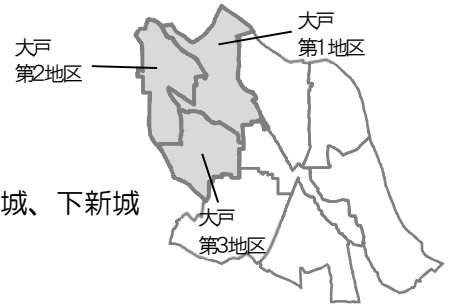
(1) 大戸地区

地区内の町丁名

大戸第1地区：宮内1～4丁目、上小田中4～7丁目

大戸第2地区：上小田中1～3丁目、新城、新城町、上新城、下新城

大戸第3地区：下小田中1～6丁目



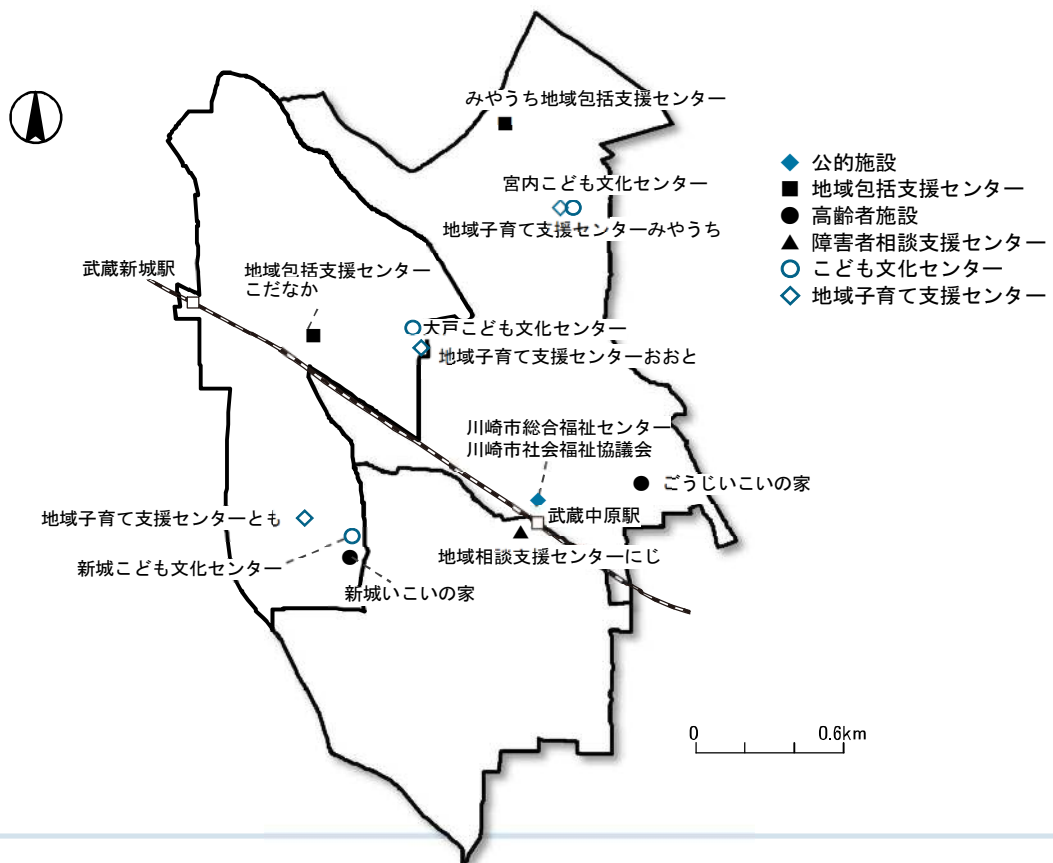
■ 地区の概況

- ・大戸地区は中原区の北西部に位置し、平坦地で各地にアクセスしやすいのが特徴です。
- ・エリア内の各駅周辺には、商店街やスーパー、飲食店が複数あるなど、利便性が高くなっています。
- ・また、町内会・自治会及び商店街の数が5地区で最も多いなど、地域活動に関わる組織が活発であるほか、子どもや若い世代が多いエリアです。
- ・中原区の花パンジーの産地であるなど、エリア内には農地もあります。






■ 地区データ

人口	81,941人	0～14歳人口	11,278人
世帯数	40,575世帯	15～64歳人口	58,456人
高齢化率（65歳以上）	14.9%	65歳以上人口	12,207人






資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



■ 地区の強み・特色

<p>地域環境</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵中原駅周辺には、富士通川崎工場が立地し、就業人口が多い。 ・武蔵中原、武蔵新城駅周辺は大型スーパー、商店街が充実し、利便性が高い。 ・町内会・自治会の数と加入世帯数が5地区の中で最多である。 ・武蔵新城のように古くからの商店が残る一方で新しいマンションも次々と建っており、若年世帯の転入が多い。
<p>施設</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵新城駅周辺には、地元野菜を販売する八百屋&コミュニティカフェ、親子広場や講座等を行っている築100年の納屋など、地域コミュニティづくりの拠点となるスペースがある。 ・ごうじいこいの家では、自主グループによる介護予防の取組が活発に行われている。 ・地区内に地域活動に活用されている町内会館がある。
<p>地域活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の活性化に向けて、町会ニュースの発信や町会役員向けの認知症サポーター養成講座を実施している町内会がある。 ・市営住宅において民生委員ボランティアのみまもり活動が行われている。 ・自立と共生を合言葉に入居者と地域住民の交流の場となっているグループリビングがある。
<p>子育て・教育</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てサロンは近隣地区以外の方も参加している他、新しい子育て広場も増えている。 ・職場体験や体験学習で小中学生と保育園児が世代交流を行っている。
<p>安全・安心</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会では毎年春、夏、秋、年末に自主的に交通安全街頭監視を実施している。 ・定期的に自主的な自転車マナーアップキャンペーンを実施している地域の協議会がある。 ・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。

■ 地区の強み・特色

<p>地域環境</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉駅周辺には大規模病院、大型商業施設、図書館等があり、利便性が高い。 ・高層マンションの建設が続いており、30・40代を中心に多数の転入があり、若年層人口が増えている。 ・小杉御殿町のように歴史ある街並みがある。 ・ニヶ領用水があり、ウォーキングコースとなっている。
<p>施設</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉駅前のこすぎコアパークでは、地域や地元商店街による地域のイベントが多数実施されている。 ・保育園と地域子育て支援センターの2つの機能を備えた、就学前の子育て家庭の支援や公立・民間保育所間の連携・人材育成などを行う施設「中原区保育・子育て総合支援センター」がある。 ・ひとり親家庭に対する各種相談に応じてくれる施設として、「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」がある。 ・武蔵小杉駅周辺に中原市民館、かわさき市民活動センターなど、地域の活動を支援する施設があるほか、駅前の高層マンションには川崎市総合自治会館や小杉こども文化センター等が移転している。
<p>地域活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンをはじめ、高齢者に関わるサロンや防災関連の活動を通じて、民生委員児童委員と行政が顔の見える関係ができている。 ・子ども会を卒業したお子さんをジュニアリーダーとして育成している。 ・町会による高齢者の集まりの取り組みがあり、閉じこもり予防の場となっている。 ・地域交流の場であるコミュニティカフェの取り組みが活発である。
<p>子育て・教育</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員等が子育てサロンの運営に積極的にかかわっている。 ・地域の商業施設（グランツリー武蔵小杉）では、親子が楽しめる様々なイベントを企画しており、地域のコミュニティづくりに寄与している。 ・小学校協力のもと、校庭を借りて近隣保育園の年長児交流を行っている。
<p>安全・安心</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉駅周辺で、区民と鉄道事業者、行政等が連携して帰宅困難者対策訓練を実施している。 ・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。

(3) 丸子地区

地区内の町丁名

丸子地区：新丸子東1～3丁目、上丸子山王町、丸子通、
新丸子町、上丸子天神町、上丸子八幡町



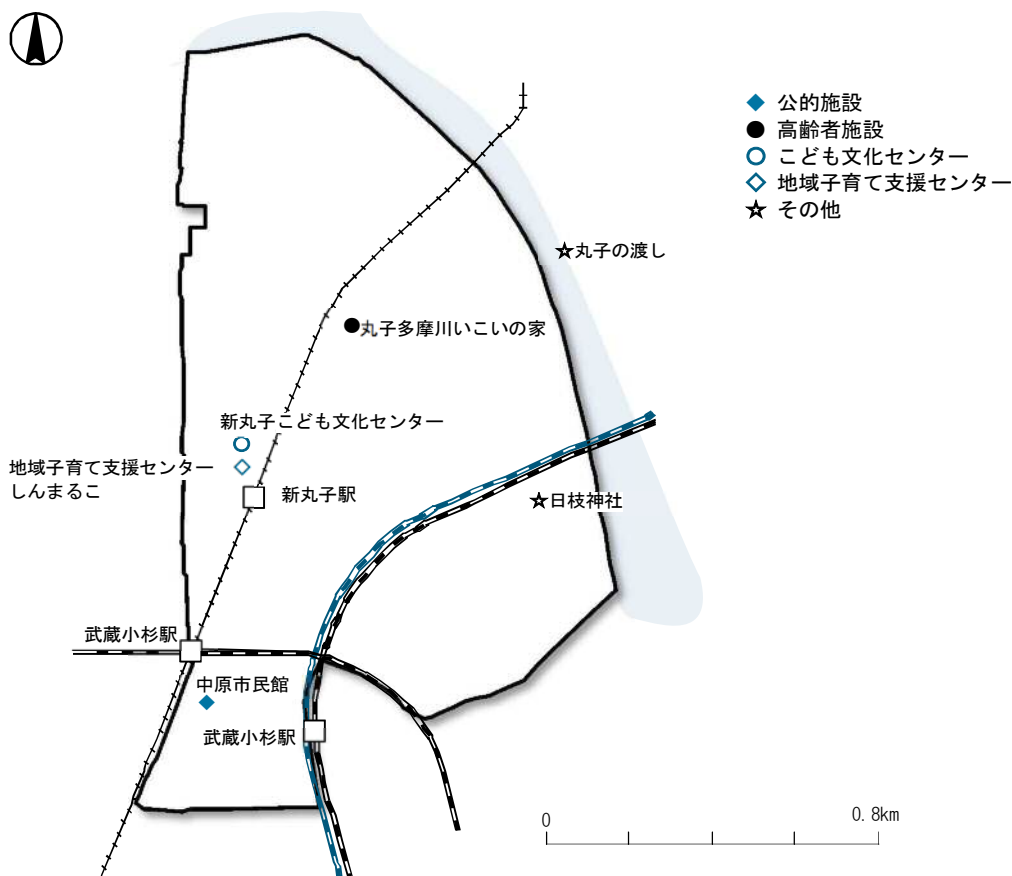
■ 地区の概況

- 丸子地区は中原区の北東部に位置し、商業と住宅地が広がるエリアです。
- 小杉地区に隣接しており、こちらも高層マンションと昔ながらの住宅が混在しています。
- 多摩川に面したエリアで、「丸子の渡し」や「日枝神社」のお祭りなど、歴史的な文化に触れられる取組も行われています。






■ 地区データ

人口	29,049人	0～14歳人口	3,174人
世帯数	17,116世帯	15～64歳人口	21,638人
高齢化率（65歳以上）	14.6%	65歳以上人口	4,237人

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



■ 地区の強み・特色

<p>地域環境</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉駅周辺は再開発に伴う整備が進み、利便性が高い。 ・高層マンションの建設により、30～40代を中心に若い世代が増えている。そのため、高齢化率は区の中でも低い。 ・新丸子駅周辺に商店街が広がっており、連携してイベントなどを実施している。 ・等々力緑地と多摩川が近いいため、自然や緑に親しみやすく、平坦で歩きやすいため、散歩等に良い環境である。
<p>施設</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・日枝神社など、地域の歴史を感じられる場所がある。 ・丸子通公園では地域住民による花壇活動、清掃活動が行われている。 ・新丸子商店街の「まるこやさリズム21（まーるん）」加盟店など、地域密着型の店舗が多い。
<p>地域活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会ごとの「すこやか会」や「お茶会」などの取組が活発で男性の閉じこもりや認知症予防、多世代交流の場となっている。 ・民生委員児童委員、地区社協会員のほか福祉協力員、有志ボランティア等が積極的に関わり、乳幼児の虐待予防、支援を要する母子・父子への見守りを行っている。 ・「丸子多摩川観光協会」を中心に、丸子の渡し祭りや新丸子阿波おどり、多摩川水神祭など地域に存在する郷土芸能及び文化の復活に寄与する取組が活発に行われている。
<p>子育て・教育</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・丸子地区子育て支援推進委員会では「子育てサロンあゆみ」を中心に、小学校や中学校との交流「いのちのあゆみ」を実施しており、活発な活動を展開している。 ・小学校協力のもと、近隣保育園では、校庭を借りて年長児交流を行っている。 ・多摩川を題材とした自然に親しむ学習に力を入れている小学校がある。
<p>安全・安心</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉駅周辺では、区民と鉄道事業者、行政等が連携し、帰宅困難者対策訓練を実施している。 ・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。

(4) 玉川地区

地区内の町丁名

玉川地区：中丸子、下沼部、上平間、北谷町、田尻町、上丸子



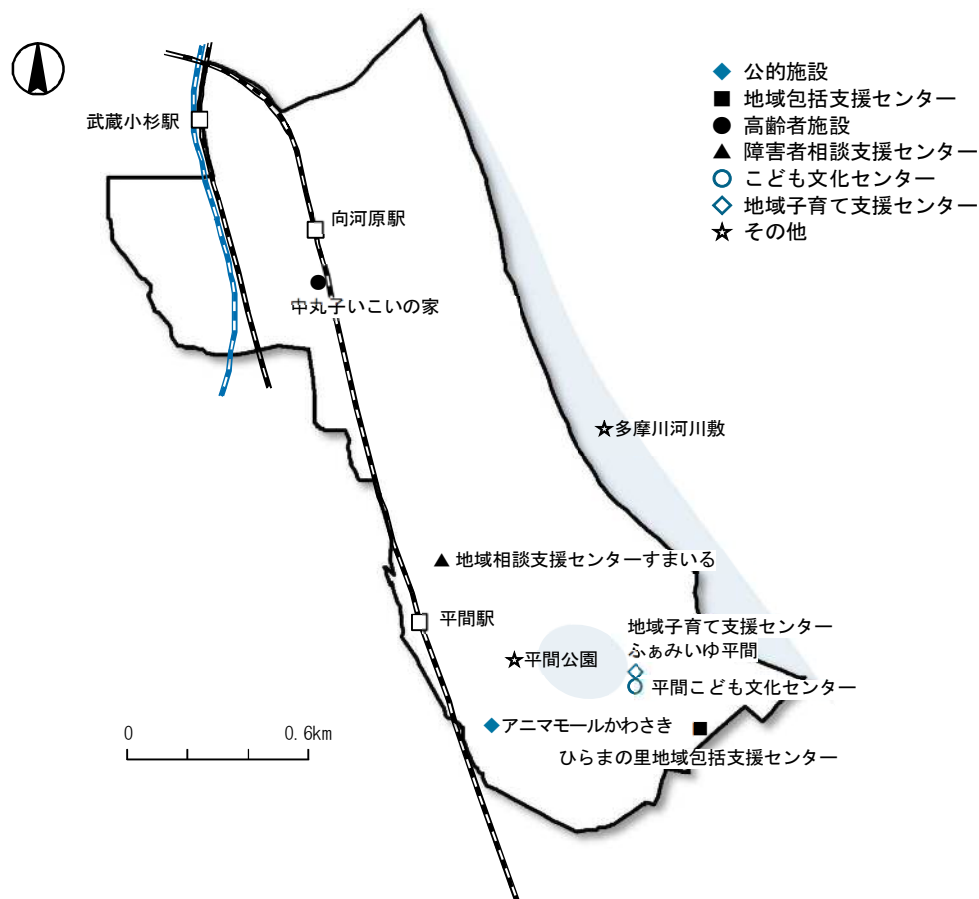
■ 地区の概況

- 玉川地区は中原区の南東部に位置し、多摩川に面している細長いエリアです。
- 5地区の中では最も高齢化率が高い一方、年少人口も多く、子どもと高齢者の割合が高いエリアと言えます。
- エリア内には、平間公園や多摩川河川敷など規模の大きい公園や散歩ができる場所があります。また、上平間に移転した動物愛護施設「アニマモールかわさき」では、施設の一部を地域に貸し出しているなど、地域活動に活用できる場もあります。






■ 地区データ

人口	35,418人	0～14歳人口	4,873人
世帯数	17,933世帯	15～64歳人口	24,310人
高齢化率（65歳以上）	17.6%	65歳以上人口	6,235人

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



■ 地区の強み・特色

<p>地域環境</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアに沿って多摩川が流れており、地域の方の散歩や運動の場となっている。 ・坂などが少なく、高齢者でも歩きやすい他、自転車で移動しやすい。 ・子どもの数が増加しており、小学校など活気がある。 ・日本電気株式会社（NEC）の玉川事業場が立地し、就業人口が多い他、NEC玉川吹奏楽団が区内コンサートに参加するなど、地域に向けた取組を行っている。
<p>施設</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平間こども文化センターは規模の大きい公園が隣接しており、地域の親子の遊び場、集える場となっている。 ・平間公園では地域住民による清掃や花壇活動が行われ、高齢者のゲートボールも盛んに行われている。 ・下沼部公園では地域住民により清掃活動、低木管理などが行われている。また、バリアフリートイレがあり、地域の高齢者の活動の場として利用されている。 ・中丸子緑道等では地域住民により花壇活動などが行われている。活動には保育園の年長児がスポット的に参加し、地域交流が生まれている。
<p>地域活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会ごとに高齢者の見守りネットワーク、防犯パトロール、下校時の見守りを独自に実施している。 ・向河原駅近くに病気の悩みや健康に関する心配事をコミュニティナースに気軽に相談できる場、「暮らしの保健室」がある。 ・献血活動や福祉祭り等の地域活動に熱心な地元企業がある。
<p>子育て・教育</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平間公園に面して、こども文化センターと地域子育て支援センターがあり、子育て環境に恵まれている。 ・子育てサロンを特別養護老人ホームの地域交流室で開催しており、施設の高齢者との多世代交流の機会がある。 ・命の授業で親子・中学生・スタッフとの交流がある。 ・年長児交流が盛んに行われ、定着している。
<p>安全・安心</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・上平間地区では毎年春、秋に交通安全街頭監視を実施している。 ・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。 ・小学校の「おやじの会」では小学生向けに避難所宿泊体験を実施している。 ・町内会で、子育て世代を中心に、防災意識を高める集まりを開催している。

(5) 住吉地区

地区内の町丁名

住吉第1地区：井田1～3丁目、井田中ノ町、井田杉山町、
井田三舞町、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、
木月1・3丁目

住吉第2地区：木月2・4丁目、木月住吉町、荻宿、西加瀬、大倉町



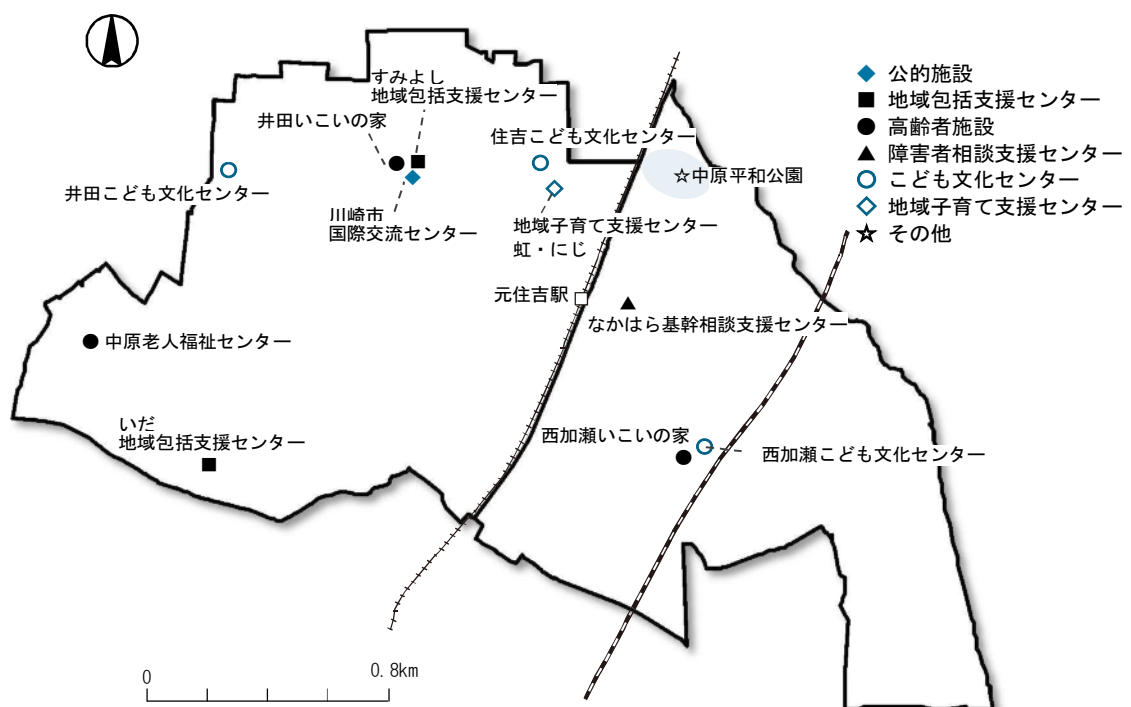
■ 地区の概況

- ・住吉地区は中原区の南部に位置し、地区内を走る東急東横線の線路に沿って、エリアが分かれています。
- ・元住吉駅周辺には、「プレーメン通り」、「オズ通り」といった商店街があります。
- ・エリア内には「川崎市国際交流センター」や「中原平和公園」などの施設がある他、春の渋川や矢上川沿いは桜の名所となっています。
- ・平坦な道のりが広がっていますが、区内唯一の丘陵地帯の井田山があるのも特徴です。






■ 地区データ

人口	60,545人	0～14歳人口	7,509人
世帯数	32,378世帯	15～64歳人口	43,124人
高齢化率（65歳以上）	16.4%	65歳以上人口	9,912人

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



■ 地区の強み・特色

<p>地域環境</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニヶ領用水・渋川・せせらぎ遊歩道など、花見を楽しめる散歩道や公園がある。 ・元住吉駅の東西には県下でも有数の店舗数の活気ある商店街があり、イベント等の活動を活発に行っている。 ・魅力的な商店街や公園等により、利便性が高く、若い世帯の転入が増えている。
<p>施設</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・中原平和公園には、じゃぶじゃぶ池があり、夏場は子どもたちが水遊びをして楽しめるスポットとなっている。 ・川崎市国際交流センターがあり、国際交流、相互理解、友好親善のために開催されるイベントや講座などが身近である。また、センター前には大きな芝生の公園があり、ファミリーの憩いの場となっている。 ・井田山緑地（市民健康の森）では、市民団体による里山管理活動が盛んで、地域の小学校と連携した自然観察会なども実施されている。
<p>地域活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉地区の町内会や商店街などにより構成される「住吉観光協会」が渋川沿いの桜の植樹や手入れなどを行っており、例年、中原平和公園にて「住吉さくら祭」を開催している。 ・誰でも集まれるおしゃべりの場として「よりあい処美知」や「井田山カフェ」等、がある。 ・「落語カフェ井田」、「健康麻雀朱雀」、「歌声喫茶」等、男性も参加しやすい集いの場がある。
<p>子育て・教育</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター虹・にじは、地域の親子が多く集える場となっている。 ・主任児童委員・民生委員が定期的に各地区で子育て交流会を開催している。
<p>安全・安心</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域にある町内会では、風水害を想定した避難訓練を実施している。 ・川崎市国際交流センターで外国人市民と地域住民などが連携して防災訓練を行っている。 ・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。

4 区の課題

(1) 統計データからみえる課題

➡ 転入者が多く、人口増加が続いている

1年間で約2万2千人の転入者がおり、人口増加が続いています。今後も20年程度は人口が増加すると推計されています。転入者に対する情報提供を充実し、地域に関心を持ってもらうことで、地域参加の裾野を広げていく工夫が必要です。

➡ 高齢者人口の増加は続き、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加傾向

高齢化率は高くないものの、人口増加に伴い高齢者人口も増加しています。高齢者のうち、5人に1人はひとり暮らしという状況です。今後は高齢化が進み、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者も増加すると考えられます。声かけや見守りをしたり、認知症について正しい知識を得るなど、本人とその家族に対し、地域での支援が求められています。

➡ 外国人住民の増加

外国人住民人口が、令和元（2019）年までの5年間で約1.5倍となり、市内で2番目となっています。情報提供の多言語化や多文化への対応が必要です。

➡ 障害のある人も増加傾向

人口増加に伴い、障害のある人も増加しています。障害のある人の高齢化だけでなく、その家族も高齢化しています。障害に加え、高齢による生活課題、生活の場所や支援する人の問題も考えなければいけません。障害者への合理的配慮等を通して、誰もが日頃からの支え合いについて考えを育む環境が求められます。

➡ 児童虐待相談・通告件数が増加

人口増加に伴い、子どもの数も増加しています。児童相談所・区役所に寄せられる虐待相談や通告件数が増えており、子育てについて悩みを抱える親や、地域とつながりを持たない子育て家庭に対する支援を考える必要があります。

➡ 町内会・自治会等の加入率が低下している

人口、世帯数は増加していますが、町内会・自治会等の住民組織加入率は低下を続け、令和元（2019）年度では64.6%となっています。若い年代が多く、転入者も多いことから、町内会・自治会の活動内容を周知し、入会のきっかけをつくる必要があります。

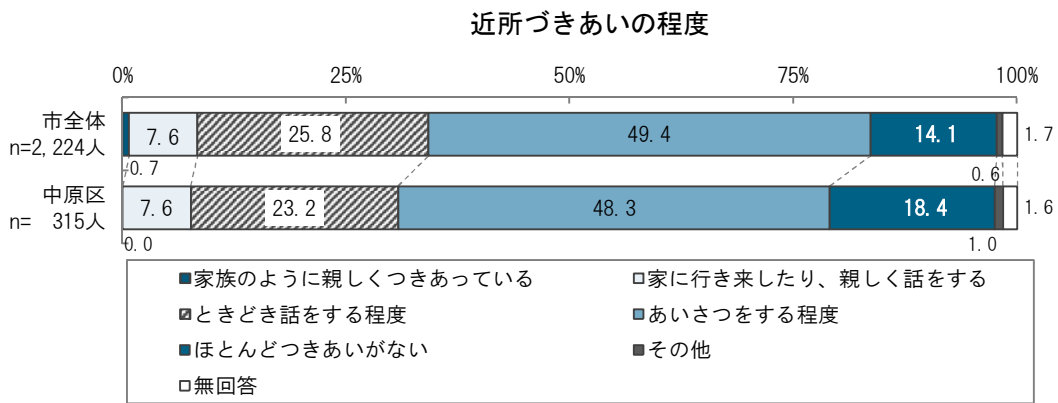
(2) 地域福祉実態調査からみえる課題

川崎市では地域福祉の実態把握を目的として、令和元（2019）年度に、市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、市内で活動する地域福祉活動団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」を実施しました。そのうち、中原区の調査結果から、次のような課題がみられます。

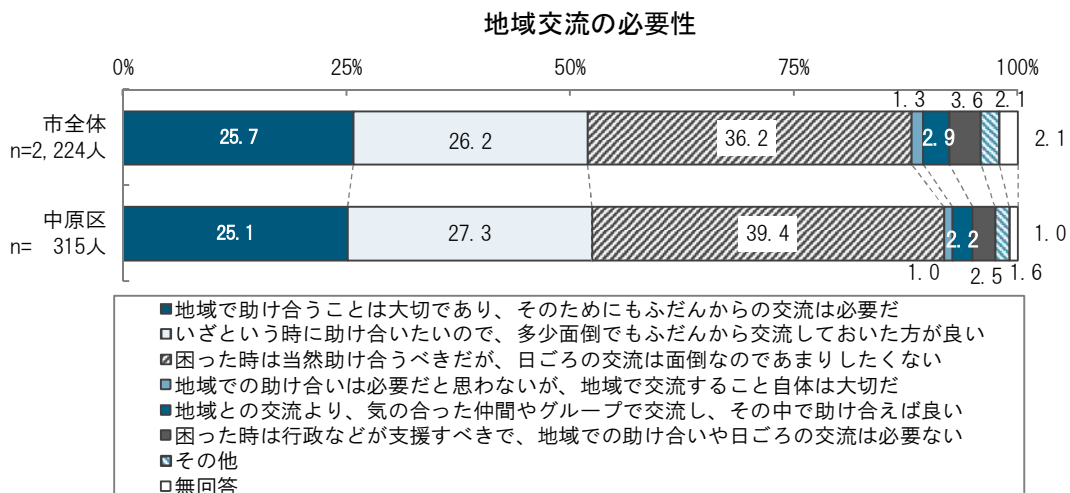
課題1：転入者や若年層も多い特性を持つエリアで、どのように地域活動に参加するきっかけをつくれるか。

➡ 近所づきあいが少ない、意識として普段の交流をあまりしたくない

近所づきあいの程度は、「ほとんどつきあがない」が18.4%と、市全体の14.1%より4.3ポイント高く、7区の中で最も高くなっています。



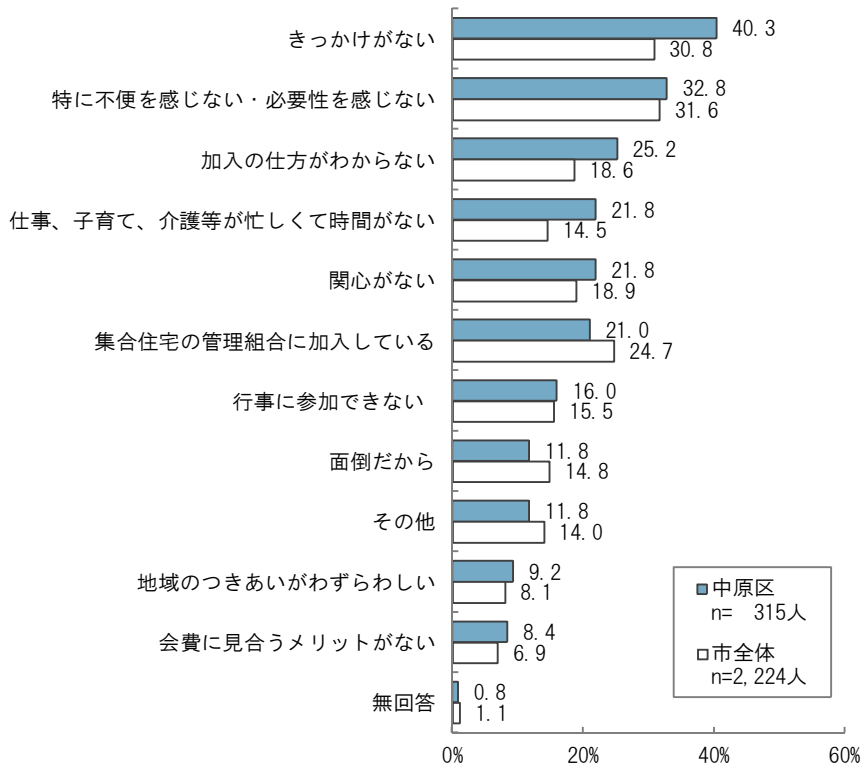
地域交流の必要性については、「困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」が39.4%と最も高く、市全体の36.2%より3.2ポイント高くなっています。



➡ 町内会・自治会に加入していない理由は「きっかけがない」

町内会・自治会加入していない理由については、「きっかけがない」が40.3%と、市全体の30.8%より9.5ポイント高く、「加入の仕方がわからない」が25.2%と、市全体の18.6%より6.6ポイント高くなっています。

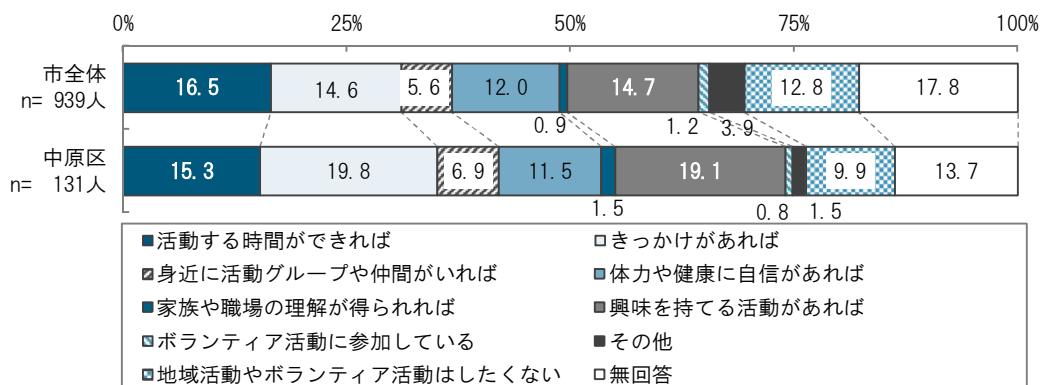
町内会・自治会へ加入していない理由



➡ 「きっかけ」と「興味」が地域活動への参加を促す要素となっている

どのような状況になれば、地域活動やボランティアに参加したいと思うかについては、「きっかけがあれば」が19.8%と最も高く、次いで「興味を持てる活動があれば」が19.1%となっています。

地域活動への参加を促す要素

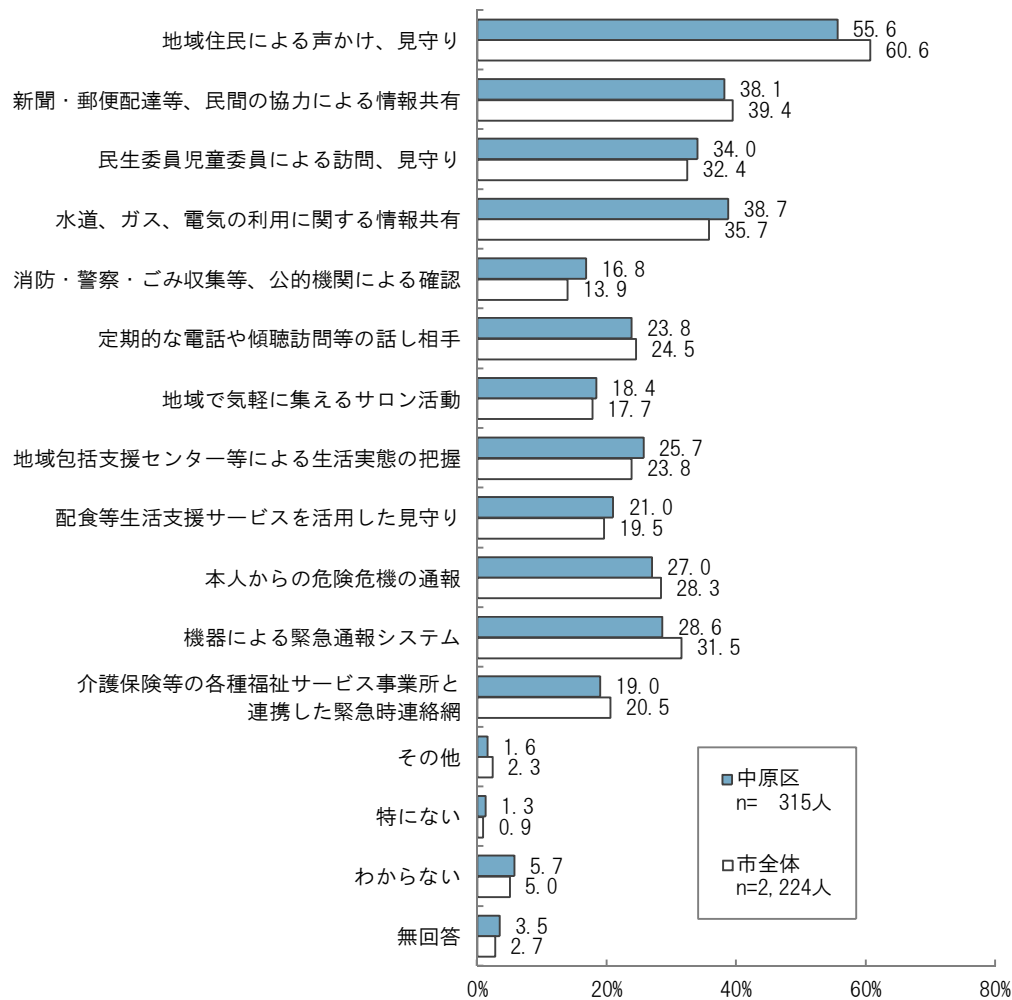


課題2：つながりが希薄になっているエリアで、地域の支え合いをどのように構築していけるか。

➡ 地域による声掛け、見守りは有効であると認識されている

孤立死を防ぐためどのようなことが有効だと思うかについては、「地域住民による声かけ、見守り」が55.6%と最も高く、次いで「水道、ガス、電気の利用に関する情報共有」が38.7%等となっています。

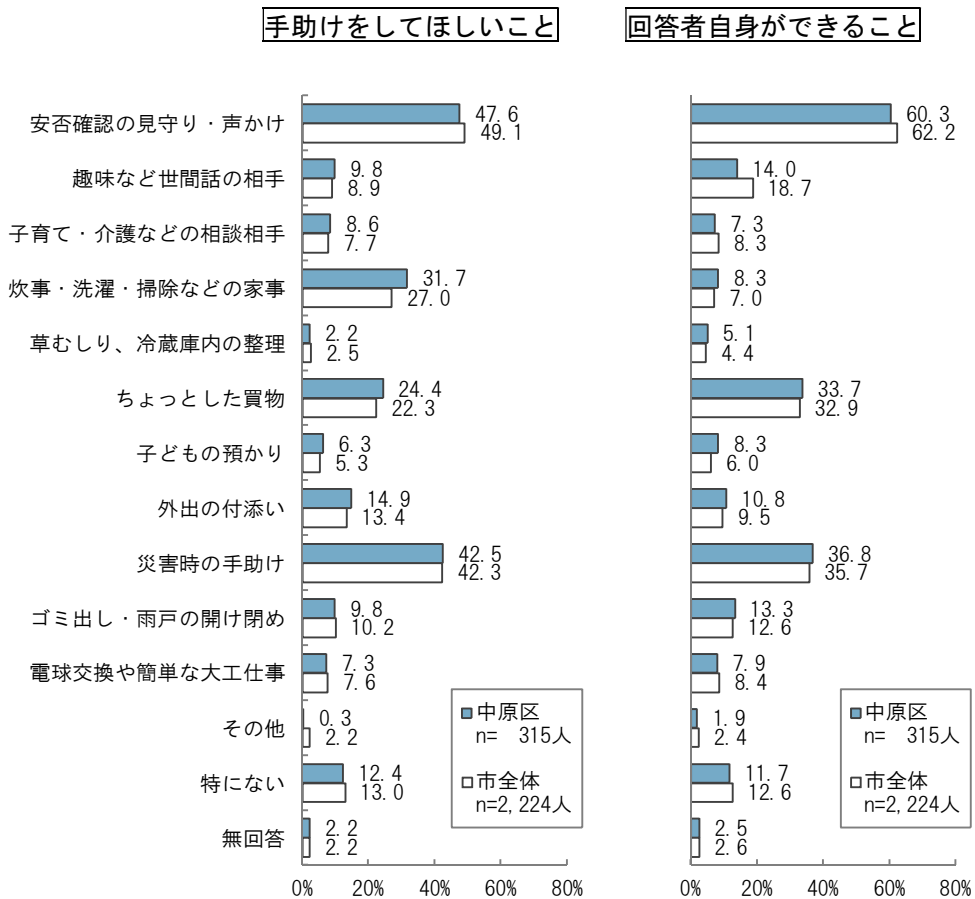
孤立死を防ぐために有効だと思うこと



👉 求めている手助けと、提供できる手助けにはギャップがある

求めている手助けと、提供できる手助けについては、「安否確認の見守り・声かけ」「趣味など世間話の相手」「ちょっとした買い物」では、自身ができることの回答が、手助けをしてほしいことの回答より高くなっています。

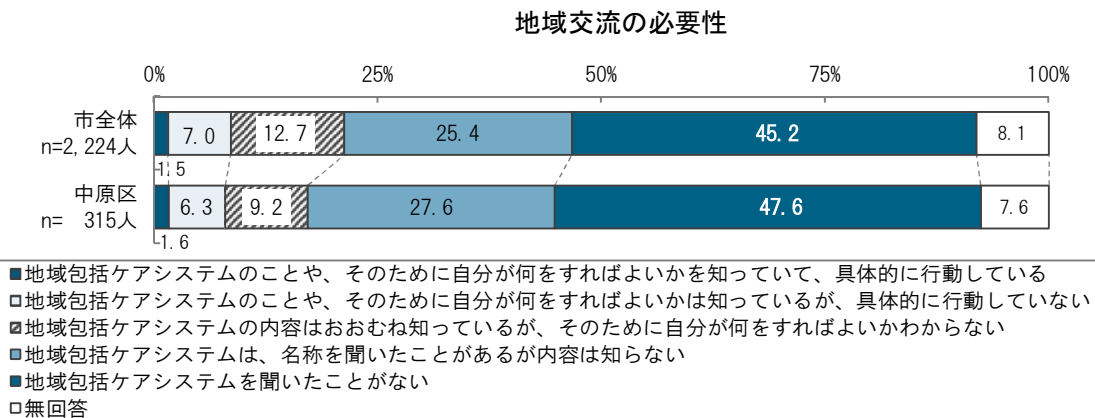
一方、「炊事・洗濯・掃除などの家事」「災害時の手助け」については、自身ができることの回答が、手助けをしてほしいことの回答より低くなっています。



課題3：地域福祉に関する情報や制度をどのように発信し、
区民に認識してもらえるか。

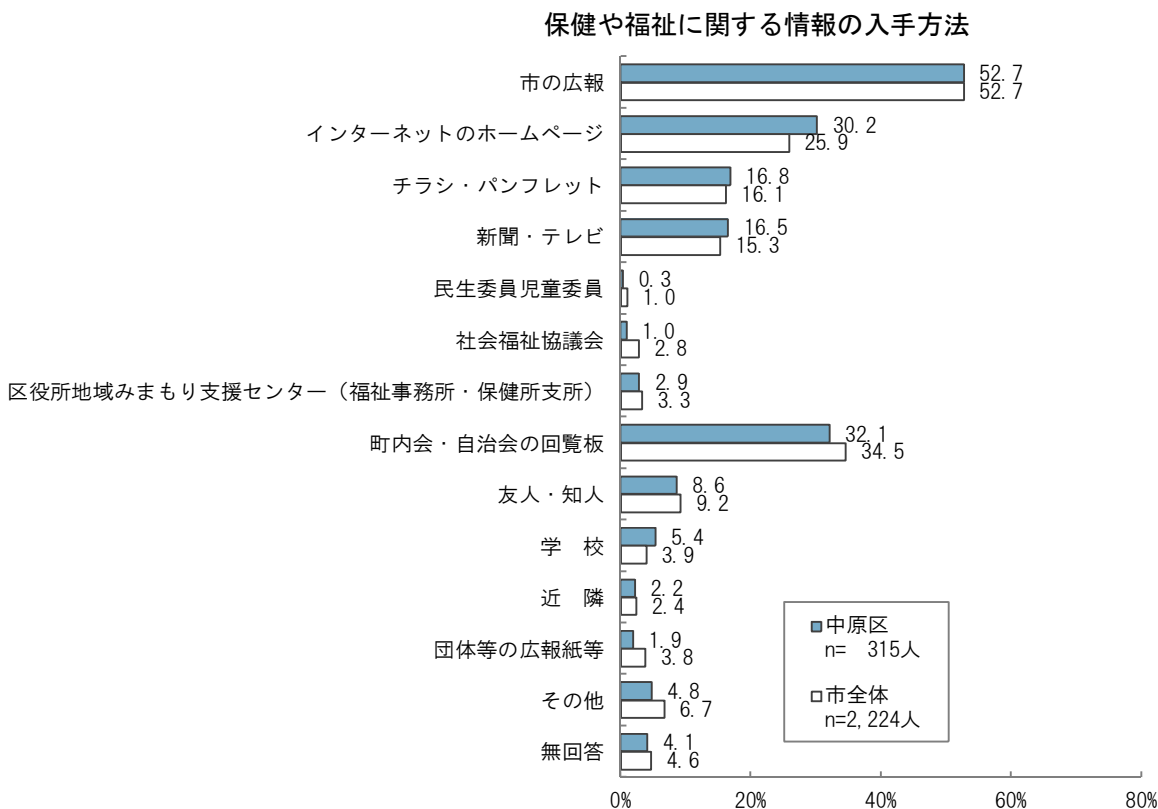
➡ 「地域包括ケアシステム」の普及はまだ途上

「聞いたことがない」が47.6%となっています。



➡ インターネット等による情報収集も進んでいる

保健や福祉に関する情報の入手方法については、「市の広報」が52.7%と最も高く、
次いで「町内会・自治会の回覧板」が32.1%となっています。また、「インターネット
のホームページ」が30.2%と、市全体を4.3ポイント上回っています。



(3) 地域福祉計画推進検討会議の意見等からみえる課題

～主な意見～

【地域活動・地域参加】

- 町内会がセーフティネットの役割を果たしていることは間違いない。
- 町会長になってくれる方が年々減っており、任期の長期化に伴い、町会長も高齢化している。
- 町内会活動が、「ハードルが高い」「裾野を広げる工夫をしないと先細る一方」という状況から、仲間の誘い方を工夫する必要がある。
- みんなが抱えている課題を苦勞ではなく、楽しみながら取り組んでくれる人材が地域にいるのではないか。そのためにまずは楽しいことを中心に人だまりを作り、そこから地域のことを考えていくのが良いのではないか。
- 自分たちのまちを本当に良くできるのは住んでいる自分たちしかいないという思いを持って活動しているが、新しい方を巻き込んでいくには、地域福祉に取り組んで良かったなと感じてもらえることが大切。
- まずは、このまちに住みたいと思う人を増やすことが一番の近道。

【子育て】

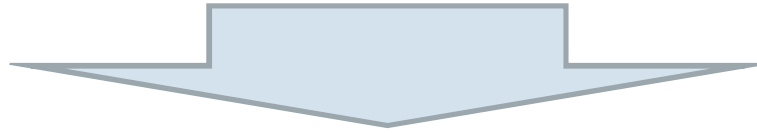
- 子育て世代の方は、行政に頼るといよりも、まずは同世代で悩みを共有する場を求めている。
- 中原区に子どもたちが集える場所がないということが大きな問題。
特に学齢期の子どもたちが知的な好奇心を満足させながら、自然発生的に子どもの輪が作られていくような環境をどのようにつくってイけるか。

【地域での支え合い】

- 引きこもりがちな方も全く自宅から出ない、というわけではないので、まずは一人ひとりの行動に関心を持つことが大切ではないか。
- 地域の見まもり活動を行う民生委員の数が足りず、負担が大きくなっている。
- 要援護者を民生委員と町会長しか知らない。これでは人の命を助けられない。

【情報発信】

- 不審者や子どもをおびやかす事例がなかなか入ってこない。
- 働いている世代や区役所等になかなか出向けない人たちが得る情報量が少ない。



～課題～

- 地域活動・地域参加については、地域活動に参加する方の減少を実感されている委員の方が多く、若い世代やこれまで地域活動に参加していなかった人をいかに引き出すかという課題が出てきました。
これに対し、参加しやすい取組やニーズを捉えた取組を実施していくほか、地域の課題について考える機会を作り自発的な取組に繋げていくなど、地域と行政が協働により、誰もが参加しやすい地域づくりを進めていくことが求められています。
- 子育てや支え合いについて、集ったり相談したりする場がなく、地域で孤立してしまう人にどう対応していくかという課題に対しては、地域のつながりの中で、見守りが必要な人に気づき、関係機関で情報が共有できるような連携と仕組みづくりが必要です。
また、健康づくりなどに自ら取り組み、交流の機会をつくっていくことが、孤立の防止にも繋がります。
- 必要な人に情報を届け、地域への参加や支援につながりやすくしていくためには、幅広い世代のニーズに対応する発信手段を検討するほか、転入時など、地域の情報を求めているタイミングで情報提供を行うなど、ニーズに合った機会をとらえて情報発信を行っていくことが大切です。

5 第5期計画の振り返り

主要な取組1 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

- 子育て世帯が孤立せず、共に子育てを楽しめる地域づくりをめざすため、親子の情報交換の場である「子育てグループリーダー交流会」を実施した他、支援者向けの研修会及び交流会を開催するなど、地域の子育てグループや支援者の活動支援を行いました。
- 地域のグループによる自主的な健康づくりの活動を促進するため、町会等の地縁組織や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、住民主体の地域の集いの場の創設や、地域活動グループの自主運営に向けた支援を行うなど、主体的な地域の取組を推進してきました。
- 子どもの年代から、地域活動に触れ、地域について考えてもらうきっかけとして、小中学生の子育てサロンふれあい体験を行ってきました。事前学習で命の大切さを学んだあと子育てサロンで実際に親子と触れ合う体験や交流を通じて、子育てを地域活動が支えていることを学ぶ場となりました。
- 区内の高齢者の方が安心して地域で暮らせるよう、地域包括支援センターやキャラバンメイト（認知症講師）と連携し、サポーターの養成講座や活動支援を行うことで、認知症の方を地域で支援する方の裾野が広がり、意識の醸成が進みました。
- 地域の課題を自ら発見し、解決に向け取り組んでいくことを支援する取組として、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しました。
各地区の地域関係者と連携し、ワークショップや介護予防講座等をきっかけに住民との対話の中から地域の課題や、地域の発意による取組を引き出し、実施を支援してきました。

主要な取組2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる取組の充実

- 赤ちゃんを迎えた家庭に訪問して、地域や子育ての情報を提供する、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、訪問員の養成研修を実施し、地域で子育てを支援する人材を増やしながら、情報を提供してきました。
- 地域の高齢者の健康づくりを促進するため、外出のための情報を「シニアのためのお出かけマップ」にまとめ、地域住民や関係機関に配布することで介護予防の普及啓発を図りました。
- 包括的な相談・支援機能の充実として、子育て世帯や高齢者・障害者など、幅広い対象に向けた相談支援を実施した他、区役所で実施している会議やイベント等の取組における手話通訳や要約筆記の派遣、外国籍の保護者に向けた新生児訪問時の通訳派遣など、必要な配慮に取り組んできました。

6 第6期計画に向けて

区の特色や様々な課題、またこれまでの振り返り等を踏まえ、取り組むべき視点を整理しました。

- 中原区では、大規模集合住宅の建設が相次ぎ、転入者や若年層が多い中で、町内会・自治会の加入率が低下するなど、従来の近所づきあいが希薄になっているのが現状です。区民からは、地域活動に参加するきっかけを求めている声や、自ら興味を持った活動には前向きに参加したいという意向があり、第6期計画の取組においては、行政はコーディネーターとして、区民とともに課題を考え、解決に取り組むきっかけを作っていく中で、新たな担い手を増やしていくという視点が重要です。
- 子育て世帯や高齢者単身世帯など孤立しやすい層が増えています。また、自身では困りごととして認識していないため、状況が悪化するまで気づかないケースがあります。そのため、予防的視点を持ち、元気な時から地域で交流しながら、見守りにつなげる機会を増やしていくとともに、困ったときに活用できる制度や取組を地域に周知・広報し、認識してもらうことで、セーフティネットを広げていくという視点が求められています。
- 地域福祉の取組を進めていく上では、行政だけでなく、区民、事業者、社会福祉協議会など、様々な主体と連携して課題に取り組んでいくという視点が求められます。そのためには、様々な主体を含むネットワークの中で、情報を共有するとともに、困りごとと、できることをマッチングし、連携して課題に取り組む仕組みを作っていく視点が重要です。
- 従来の地域活動にハードルを感じている人に、参加してもらいやすい入口をつくっていくことが必要です。そのためには、楽しいことや興味のあることから参加ができる選択肢を示し、より気軽に参加できる場から、地域についても考えるという視点を持つことが求められています。

第6期計画に向けて、これらの視点から取組内容を見直し、新たな取組も加え、更なる地域福祉の推進をめざします。

中原区地域福祉計画の取組

第2章

1 中原区がめざす地域福祉

統計データや、実態調査結果等からみられる区の課題、第5期計画の振り返り等を踏まえ、第6期中原区地域福祉計画は、第5期までの基本理念を踏襲し、4つの基本目標を設定します。

(1) 基本理念

同じ地域に暮らす人と人との絆を大切にし、豊かにすることによって、この中原区で暮らすすべての人々が、互いの違いを認め合い、健やかで、安心し、自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたしします。区民が必要とする行政情報や区内の住民組織、福祉活動団体や社会福祉協議会等の活動情報を橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民が主体となってお互いに支え合える地域づくりをめざします。

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり



【地域福祉推進のイメージ】

区民一人ひとりが主役です！！

一人ひとりができること

地域みんなでできること



必要な支援やサービスを提供します

川崎市では、川崎らしい都市型の全地域住民を対象とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進のために、平成 28（2016）年4月、各区保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

中原区では、「中原区地域包括ケアシステム・コミュニティ施策推進本部会議」においてコミュニティ施策と連携し、企画及び立案し、地域包括ケアシステムの構築に向け具体的な取組を実施しています。併せて、地域団体や関係施設、行政など約 100 の組織から構成される「中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議」を開催し、推進ビジョンに基づく必要な協議や情報共有を図っています。

(2) 基本目標

「福祉のこころ、人と人との橋わたして 支え合える地域づくり」に向けて、4つの基本目標を掲げ、目標に対する基本方針を定めます。

基本目標1 区民が主役の地域づくり

現状や課題

- ・人口増加が続き、支援が必要な方も増えている中で、それを解決する地域活動への参加が減少している。
- ・子育て世代では同世代で悩みを共有する場を求めている他、高齢者は今後も増加し続けることが見込まれており、地域との接点づくりが必要。
- ・区民からは、自発的に地域の課題に取り組みたいという意向が見られるが、参加するきっかけの提供が不十分である。

基本方針

- 1 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- 2 ボランティア・地域活動支援
- 3 活動・交流の場づくり
- 4 地域で活躍する担い手づくり
- 5 地域の見守り・支え合いの推進
- 6 地域課題の解決に向けた支援の充実

取組

地域福祉を区民と協働で進めていくためには、取組を知ってもらい、参加してもらう中で、地域づくりへの意識を持ってもらうことが大切です。

そのため、身近で参加しやすい健康づくりや子育て世代向けの交流の場づくりなどの取組を地域の主体と連携して行います。

また、地域の取組主体を支援するとともに、様々な世代に対し、担い手となってもらうための養成の取組を行います。

あわせて、積極的に区民との対話の場を設け、課題意識から生まれる取組を支援することで、様々な人たちが助け合える地域づくりを目指します。

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

現状や課題

- ・1年間の転出入数が7区の中でも最も多い中で、地域福祉に関する取組の認知度が低いなど、必要な情報が十分に知られていない。
- ・困りごとを抱えていても、自分はまだ支援を必要としていないと認識している人や、地域の活動主体の目が行き届きにくい人たちについて、予防的に対処していく必要がある。

基本方針

- 1 情報提供の充実
- 2 包括的な相談・支援機能の充実

取組

地域福祉に関する情報を区民に届けていくために、転入時や赤ちゃんが生まれた時など、時期を捉えた適切な情報発信を充実させていきます。

また、困りごとを抱える人へ早い段階からの相談支援を充実しながら、高齢者や障害のある方および、外国人住民の方たちが適切な支援を受けられるよう、必要な配慮を行います。

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

現状や課題

- ・様々な主体間のネットワークで情報を共有するとともに、解決策や資源なども共有し、課題を解決するための仕組みがない。

基本方針

- 1 保健・医療・福祉の連携
- 2 市民・事業者・行政の連携・協働
- 3 社会福祉協議会との連携・協働

取組

様々な主体間のネットワークを充実させることで、情報共有や地域包括ケアへの理解を深めてもらうとともに、連携して地域福祉活動を推進していくための仕組みづくりに取り組みます。

基本目標4 地域参加の仕組みづくり

現状や課題

- 地域に興味がある人が、自分のやりたい事や興味のあることから気軽に取り組める選択肢が少ない。
- 支援が必要になる前に自分から外に出ていきたくなる、組織に入らなくとも、地域に顔を出してもらえるような仕組みが必要。

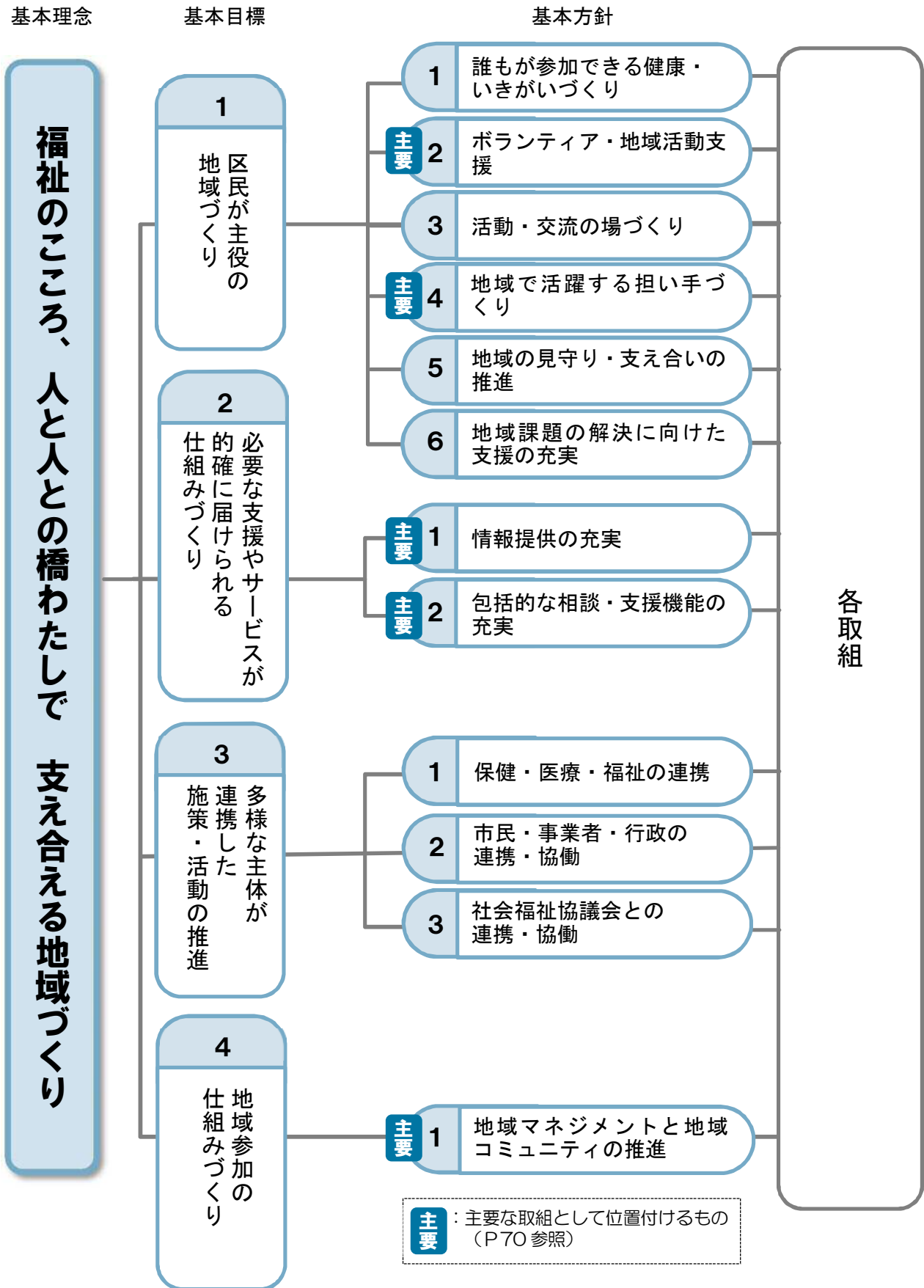
基本方針

- 1 地域マネジメントと地域コミュニティの推進

取組

区民の多様なニーズを受け止めながら、多様な地域資源につなぐことで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人にも、自分のやりたい事や興味のある事から主体的に取り組むことを支援し、元気なうちから地域に目を向けてもらう意識づくりにつなげていきます。区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながらいつまでも生活できる地域を実現するために、予防の視点を持って、地域力の底上げに取り組めます。

2 計画の体系



3 取組一覧

★ = 第6期計画で新たに
掲載した取組事業

基本目標1 区民が主役の地域づくり			
基本方針	No.	取組	所管課（担当）
①誰もが参加できる 健康・いきがづくり	1	なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	地域支援課
	2	「なかはら親子体操」の普及啓発	地域ケア推進課
	3	スポーツ活動を通じた地域交流等に関する取組	地域振興課
②ボランティア・地域 活動支援	4	中原区総合子どもネットワーク事業 ～子育てグループ活動支援～	地域ケア推進課
	5	中原区総合子どもネットワーク事業 ～子育てボランティア研修等の開催～	地域ケア推進課
	6	中原区子育て支援推進事業 ～子育てサロンの開催～	地域ケア推進課
	7	すくすく子育てボランティア事業	地域支援課
	8	健康づくり・介護予防グループ支援	地域支援課
	9	老人クラブ育成事業	高齢・障害課
	10	配食ボランティアへの支援	衛生課
③活動・交流の場づくり	11	中原区総合子どもネットワーク事業 ～なかはら子ども未来フェスタの開催～	地域ケア推進課
	12	なかはら福祉健康まつりの開催	地域ケア推進課
	13	障がい者社会参加学習活動 ～ヤングジャンプセミナー～	生涯学習支援課
	14	中原区民交流センターの運営	地域振興課
	15	中原市民活動の集い「なかはらっぱ祭り」の開催 ★	地域振興課
④地域で活躍する担い手 づくり	16	小中学生の子育てサロンふれあい体験	地域支援課等
	17	中原区子育て支援者の養成	地域ケア推進課
	18	かわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援	衛生課
	19	健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援	地域支援課
	20	食生活改善推進員の養成	地域支援課
	21	認知症サポーターの養成	地域支援課
⑤地域の見守り・ 支え合いの推進	22	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	高齢・障害課
	23	地域包括ケアに関する会議の推進	高齢・障害課
	24	川崎市地域見守りネットワーク事業	地域ケア推進課
	25	川崎市災害時要援護者避難支援制度	危機管理担当
⑥地域課題の解決に向け た支援の充実	26	地域包括ケアシステムの普及啓発	地域ケア推進課等
	27	家庭・地域教育学級	生涯学習支援課
	28	市民自主学級・市民自主企画事業	生涯学習支援課
	29	地域の防災活動の支援	危機管理担当
	30	災害時における健康的な避難所生活の推進及び ペットの防災対策の推進	衛生課
	31	安全安心なまちづくりの推進	危機管理担当

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり			
基本方針	No.	取組	所管課（担当）
①情報提供の充実	32	高齢者向けホームページによる情報発信	地域ケア推進課等
	33	シニアのための中原区おでかけマップの充実	地域支援課
	34	高齢期の快適な暮らしに関する情報発信	衛生課
	35	中原区子育て情報の発信	地域ケア推進課
	36	こんにちは赤ちゃん訪問事業	地域支援課
	37	あかちゃんとの快適な暮らしに関する情報発信	衛生課
	38	転入者に対する地域福祉の啓発	地域ケア推進課等
	39	転入者に向けた地域情報の提供	地域ケア推進課等
	②包括的な相談・支援機能の充実	40	妊娠期からの相談支援の取組
41		乳幼児健康診査・育児相談	地域支援課
42		保育所入所相談の充実	児童家庭課
43		公的児童施設有効活用事業	保育所等・地域連携担当
44		多胎児育児支援	地域支援課
45		中原区子どもの発達支援事業	地域支援課
46		家族教室	高齢・障害課
47		中原区要保護児童対策地域協議会の取組	地域支援課
48		虐待に係る相談支援体制の充実	地域支援課等
49		成年後見制度への対応の充実	高齢・障害課
50		高齢者・障害者に対する相談体制の充実	高齢・障害課等
51		認知症訪問支援事業★	高齢・障害課
52		区の取組における必要な配慮の実施	地域ケア推進課

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進			
基本方針	No.	取組	所管課（担当）
①保健・医療・福祉の連携	53	中原区在宅療養推進協議会との連携	高齢・障害課
	54	中原区防災連携協議会医療救護ネットワーク部会の取組	地域ケア推進課
②市民・事業者・行政の連携・協働	55	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	地域振興課
	56	民生委員児童委員の活動支援	地域ケア推進課
	57	市民提案型事業	企画課
	58	保護司会の活動支援 ～社会を明るくする運動の推進～	地域ケア推進課
	59	健康づくりネットワークの構築	地域支援課
	60	中原区総合子どもネットワーク事業	地域ケア推進課
	61	幼稚園・保育園・小学校連携事業	保育所等・地域連携担当
	62	保育所等人材育成・連携事業	保育所等・地域連携担当
	63	中原区精神保健福祉連絡会の実施	高齢・障害課
	64	中原区地域自立支援協議会の開催	高齢・障害課
	65	中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議の取組	地域ケア推進課
	66	区内事業者と連携した地域づくりの推進★	地域ケア推進課
	67	中原区防災連携協議会の取組★	危機管理担当
	68	二次避難所施設連絡会議の開催★	高齢・障害課
	③社会福祉協議会との連携・協働	69	中原区社会福祉協議会との連携

基本目標4 地域参加の仕組みづくり			
基本方針	No.	取組	所管課（担当）
①地域マネジメントと地域コミュニティの推進	70	地域包括ケア推進のための地域マネジメントの取組★	地域ケア推進課
	71	地域コミュニティの推進★	企画課

4 主要な取組

第6期計画で掲げられている基本理念の実現のためには、「地域活動への参加」と「孤立の予防」が重要な課題となっております。そのため、取組を実行するに当たり、次の2点を「主要な取組」と位置付けました。

第6期計画では、以下を主要な取組に位置付けますが、課題の解決に向け、次の考え方に基づき、すべての事業を推進します。

基本目標1 方針2、4
基本目標4

(1) 誰もが参加しやすい地域づくりの促進

- ★ 転入者や若い世代が多い中原区において、地域活動への参加については、既存組織への加入が一般的な参加方法となっており、より気軽に参加する第一歩を踏み出したいと思っている層へのきっかけづくりやライフスタイルに合った参加の仕方を提示できていません。特に、自分たちの興味や楽しみから地域に出てきてもらう工夫が必要です。
- ★ 一方で、既存の町内会、自治会等についても、現在加入していない、若年層や転入して間もない層へのきっかけづくり、加入方法や活動についての情報提供が十分ではありません。

区民の多様なニーズを受け止めながら、多様な地域資源につなぐことで、これまで地域に関わりづらかった層に向けても、敷居を下げた気軽な地域参加を促します。元気なうちから自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができる風通しの良い地域をめざし、地域力の底上げに取り組みます。

基本目標2

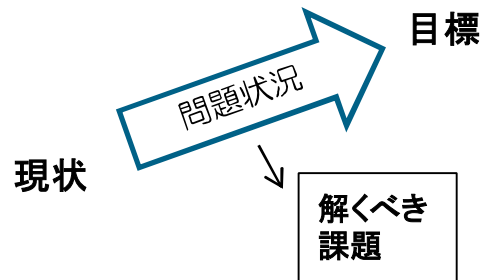
(2) 支援を必要とするすべての人を孤立させないための取組の充実

- ★ 困りごとを抱える区民の中でも、自分はまだ支援を必要としていないと認識している人たちについて、地域や支援との接点を増やす中で、支援につなげる流れを作っていくことが必要です。
- ★ マンション居住者など、地域の活動主体の目が届かず、生活実態が把握しにくい人たちについて、困ったときに頼れる制度やサービスなどの情報を適切に発信し、認知度を高めていくことが必要です。
- ★ 虐待や引きこもりなど、区役所だけでは対応しきれない、専門性が必要とされる問題に対しては、活動団体や関係機関との連携により、要支援者の情報を把握していくとともに適切な支援へとつなげていくことが必要です。

支援を必要とする区民の情報把握及び積極的なアプローチは継続して行うとともに、機会をとらえた情報発信により、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐための取組を進めていきます。

5 取組掲載にあたっての視点

取組内容は地域住民視点に立ち、長期的視点でのビジョン、目標を意識して掲載しています。



～取組掲載にあたっての視点～

- ① 長期的ビジョン：目標の意義やめざす方向のコンセプトを言語化したもの
- ② 成果目標：最終的に到達したい目標
- ③ 行動目標：過程で重視したい目標
- ④ 課題：関係者間で解決すべきだと前向きに納得し、合意された問題のこと

例)「中原区子育て情報の発信」

視点

- ① 長期的ビジョン ⇒皆が子どもの成長を暖かく見守っている寛容と互助の地域をめざす。
- ② 成果目標 ⇒子育て世帯の孤立防止につなげる。
- ③ 行動目標 ⇒効果的で意義のある情報発信とは何かを意識しながら冊子を作成、配布する。
- ④ 課題 ⇒本当に必要な情報が必要な層に届けられていないのではないか。冊子の作成が目的化している一面がある。



取組

子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を暖かく見守っている寛容と互助の地域をめざし、子育てに関する多様な情報を効果的に提供するために、子育て情報ガイドブックをはじめ、冊子や情報紙の作成を行います。これらを出生時及び子育て世帯の転入時に配布するとともに、ホームページやアプリを通じた情報発信を行います。

6 取組

基本目標1 区民が主役の地域づくり

基本方針1 誰もが参加できる健康・いきがづくり

要支援から要介護への重度化防止、10年後の介護認定者数の低減のために、介護予防の取組が必要です。体操やスポーツなど、身近で参加しやすい取り組みを通じて、交流の機会を持ち、幅広い世代の区民が自ら健康や生きがいに作り取り組める環境を整えることで孤立の防止につなげていきます。

取組

1	なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	所管課 (担当)	地域支援課
<p>区民が集うきっかけづくりとして、ご当地体操「なかはらパンジー体操」の普及啓発を行います。自分自身の健康を意識してもらい、運動習慣を身に付けていただくために、身近に参加できる環境の整備や新たな情報発信ができるよう関係機関と連携を図ります。交流により、参加者だけでなくボランティアも張りのある生活をめざせるよう支援します。</p>			
2	「なかはら親子体操」の普及啓発	所管課 (担当)	地域ケア推進課
<p>乳幼児を持つ親子が地域に愛着を持ち、楽しく地域活動に参加することができることをめざし、親子のふれあい体験を推奨するため、なかはら親子体操『ミミケロはっぴいダンス!』を効果的に普及できる機会の創出を推進します。</p>			
3	スポーツ活動を通じた地域交流等に関する取組	所管課 (担当)	地域振興課
<p>かわさきスポーツパートナーと連携した各種スポーツ教室や地域団体による各種スポーツ大会、総合型地域スポーツクラブの活動広報等を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代が体を動かす機会を提供することで、区民の健康年齢の延伸や区民同士の交流機会を創出し、地域の活性化を図ります。</p> <p>また、かわさきスポーツパートナーと触れ合う機会を提供することで、川崎市のスポーツチームに対する愛着の醸成等を図っていきます。</p>			

基本方針2 ボランティア・地域活動支援

地域で活動する団体の多くがメンバーを増やすことを望んでいる一方、若い世代や転入して間もない世帯を中心に、区民が地域活動に参加していない理由として「きっかけがない」ことが挙がっています。

行政は、地域の団体支援として、参加する機会の提供や、区民に向けた広報を積極的に行うなど、区民のニーズと活動をつなぐコーディネーターとしての役割を担っていきます。

取組

4	中原区総合子どもネットワーク事業～子育てグループ活動支援～	<p>子育て世帯が孤立せずに共に子育てを楽しめる地域づくりをめざし、区内で保護者たちが運営している子育てグループが活発に活動できるよう、共に学び育ち合える場を提供するとともに参加希望者が子育てグループに効果的につながっていける体制づくりを関係機関と共に推進します。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域ケア推進課</p>
5	中原区総合子どもネットワーク事業～子育てボランティア研修等の開催～	<p>区内で子育てボランティアを行っている子育て支援者が生き生きと活動できる環境づくりをめざし、支援者の力量をさらにパワーアップするよう、子育て支援者にかかわる事業を推進します。また、子育てボランティア同士が交流を行い活動の活性化を図ります。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域ケア推進課</p>
6	中原区子育て支援推進事業～子育てサロンの開催～	<p>親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、乳幼児が多く、転出入が多い中原区において、地域の特性を生かした子育てサロンの運営を推進します。地域のつながりが希薄になる中で世代を超えた地域での交流をさらに活発化させ、地域コミュニティづくりを推進します。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域ケア推進課</p>
7	すくすく子育てボランティア事業	<p>行政と地域が連携し、地域の中で安心して乳幼児の育児ができる環境づくりをめざし、地域の育児力の向上を図るために、地域で子育て支援活動を行う子育てボランティアの養成及びそのボランティア活動が継続できるよう支援します。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域支援課</p>
8	健康づくり・介護予防グループ支援	<p>地域包括支援センター等を含む関係団体と連携し、健康づくり及び介護予防活動を行うきっかけづくりを行います。個人だけでなく地域の課題やニーズを共有し、さらなる活動が行えるよう支援を行い、地域の集いの場を創出します。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域支援課</p>

9	老人クラブ育成事業		
	健康・友愛・奉仕を活動の方針とし、会員相互のつながりづくりや生きがいづくり、奉仕活動等を目的に各種スポーツ大会や演芸大会、清掃活動、研修会等を行います。区としては、各種事業が継続的に運営できるよう活動を支援します。	所管課 (担当)	高齢・障害課
10	配食ボランティアへの支援		
	高齢者等への配食ボランティアに対し、配食等ボランティア届の提出時等に、食品衛生に関する助言や情報提供を行います。食中毒等のリスクの低減を図り、利用者が安心してサービスを利用できるように、ボランティア活動を支援します。	所管課 (担当)	衛生課

基本方針3 活動・交流の場づくり

中原区は子育て世帯数が多く、行政は子育てによる孤立感の解消や、地域との接点づくりを積極的に行っていくことが求められています。

また、区内に気軽に集える場や活動拠点が不足していることから、地域の資源を活用しながら区民による居場所づくりを支援することで地域のつながりを広げていきます。

取組

11 中原区総合子どもネットワーク事業～なかはら子ども未来フェスタの開催～		
子育て世帯と子どもに関わる地域団体等の交流の機会を創出し、相互親睦を深めることにより、地域社会全体で子育てを行う土壌を醸成し、健康で明るく住みよいまちづくりを推進することを目的として、区民が主体的に作り上げる子ども向けのお祭りである「なかはら子ども未来フェスタ」を開催します。	所管課 (担当)	地域ケア推進課
12 なかはら福祉健康まつりの開催		
地域で活動している市民グループの協力による参加型のイベントや各種健康相談、展示等を実施し、誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざし、なかはら福祉健康まつりを開催、福祉について見つめ直す機会を提供します。また、区民の健康意識の高揚及び健康増進、高齢者、障害者などすべての地域の人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることをめざした、地域包括ケアシステムの推進を図ります。	所管課 (担当)	地域ケア推進課
13 障がい者社会参加学習活動～ヤングジャンプセミナー～		
地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障がいのある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生きる地域社会の実現をめざします。	所管課 (担当)	生涯学習支援課
14 中原区民交流センターの運営		
区内の市民活動を推進する場所として、また、区民が気軽に集える場所としてさらに効果的な施設とします。 団体同士が気軽に情報交換し、区内の市民活動情報が集まる場所づくりをめざしています。さらに効果的な広報を行い、区民が気軽に集う場所としての周知を図っていきます。	所管課 (担当)	地域振興課
15 中原市民活動の集い「なかはらっば祭り」の開催<新>		
市民活動の活性化による市民自治の確立に向けて、中原区民交流センター「なかはらっば」に登録している市民活動団体が企画から運営まで主体的に行うお祭りです。 区民との交流を図る機会を設け、団体の活動を広く区民に周知するとともに、団体相互の交流を推進します。	所管課 (担当)	地域振興課

基本方針4 地域で活躍する担い手づくり

子どものころから地域活動を体験してもらい、地域に関心を持つ人を増やしていくとともに、シニア層や居住年数の浅い層に向けて、自身の興味のある活動や、負担を減らし可能な範囲で地域参加できる配慮など、より参加しやすい工夫に取り組んでいきます。

取組

16	小中学生の子育てサロンふれあい体験	所管課 (担当)	地域支援課 保育所等・地域 連携担当
<p>子どもたちが命を大切にし互いに支え合う心を育む地域をめざし、小中学生に身近な地域福祉を学ぶ機会として、乳幼児の親子とのふれあい体験を行います。住民と民生委員児童委員及び学校との協働により、事前学習として学校での講話（命の授業）を実施の上、地域の子育てサロンでの交流を行います。</p>			
17	中原区子育て支援者の養成	所管課 (担当)	地域ケア推進課
<p>子育て支援活動に興味がある住民が地域の子育て支援活動に参加しやすい環境づくりをめざし、様々な親子のニーズにあった支援を図るため、子育て支援者養成講座を通じて、支援者の力量を向上させ、地域の子育て支援活動団体等へ繋げていきます。</p>			
18	かわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援	所管課 (担当)	衛生課
<p>かわさき犬・猫愛護ボランティアに対し、動物愛護に関する情報の共有を図り、その活動を支援します。また、暮らしやすい地域づくりの一助として、野良猫による生活環境被害の軽減を図るため、川崎市地域猫活動サポーターによる地域猫活動を支援します。</p>			
19	健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援	所管課 (担当)	地域支援課
<p>健康づくりや介護予防を通し「お互いさまのまちづくり」をめざし、住民同士が助け合いながら、地域での健康状態の維持向上をめざす地域の人材の発掘や育成を行い、ボランティア活動グループの支援を行います。</p>			
20	食生活改善推進員の養成	所管課 (担当)	地域支援課
<p>全ての年代の地域住民のセルフケア意識向上と食を通じたつながりづくりに向け、食生活改善及び食育の担い手を増やすため、食生活改善推進員養成教室を実施します。多くの方が参加するよう、市政だより等で積極的に広報します。また、食生活改善推進員の活動に関する情報発信や自主的な取組に向けた支援も行います。</p>			
21	認知症サポーターの養成	所管課 (担当)	地域支援課
<p>認知症についての正しい知識の普及啓発を図り、認知症の方やその家族を地域の中で支えていく支援者の増加をめざします。地域包括支援センターを中心とした小地域でのサポーター養成講座及び区内全域での講座を開催し、高齢者が安心して地域で生活できるように支援します。</p>			

基本方針5 地域の見守り・支え合いの推進

今後、急激に増加するとみられる、認知症高齢者や単身高齢者への対応として、ネットワークにより、見守りを強化していくことが求められています。

高齢者や障害者に限らず、地域のつながりの中で、見守りが必要な人に気づき、関係機関で情報が共有できるような連携と仕組みづくりを推進します。

取組

<p>22 ひとり暮らし等高齢者見守り事業</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>高齢・障害課</p>
<p>高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が続けられるよう、高齢者の状況などを確認し、見守りや声かけなどを行うことにより、地域全体で支援していく体制づくりを目的に実態調査を行います。この調査を通じて高齢者の生活実態を把握し、民生委員と連携しながら見守りにつなげていきます。</p>		
<p>23 地域包括ケアに関する会議の推進</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>高齢・障害課</p>
<p>地域の中で高齢者が安心して暮らし続けられるよう、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築をはじめ、個別課題の解決に向けた検討や検討を通じて地域の連携・協力体制づくりを行うため、関係機関等とともに地域ケア会議を行います。</p>		
<p>24 川崎市地域見守りネットワーク事業</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域ケア推進課</p>
<p>地域社会全体で支えられるネットワークの構築をめざし、協力事業者等から連絡のあった、異変のある地域住民の情報を元に関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。全市的な協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的な事業を実施します。</p>		
<p>25 川崎市災害時要援護者避難支援制度</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>危機管理担当</p>
<p>自分ひとりでは災害時に避難が難しい高齢者や体の不自由な方に対して、地域が助け合って速やかに避難するよう自主防災組織への登録者の情報提供や避難支援の協力依頼を行う等、町内会長、町内会担当者や民生委員をはじめとする地域が一体となった定期的な訪問などを通じて、信頼し合える顔の見える関係を構築します。</p>		

基本方針6 地域課題の解決に向けた支援の充実

各地域の情報が集約された地区カルテ等のツールを用いることで自分たちの住む地域を振り返りながら、対話による考える機会を積極的に提供することで、区民の自主性を引き出しながら課題の発見と解決に向けた取組の支援を行います。

取組

26	地域包括ケアシステムの普及啓発	<p>誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域住民や活動団体、企業など、様々な主体と連携を図りながら、地域包括ケアの構築に向けた普及啓発を推進します。地域住民が役割と生きがいを持ち、自発的に支え合えるよう、各種広報媒体によるセルフケア意識の啓発や、地域活動への参加や交流を動機づけるための支援を進めていきます。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>地域ケア推進課 地域支援課</p>
27	家庭・地域教育学級	<p>子どもを豊かに育む地域社会の創造をめざし、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>生涯学習支援課</p>
28	市民自主学級・市民自主企画事業	<p>地域や社会の課題解決に向けた市民の主体的な生涯学習の支援に資するため、市民との協働で学びの場を創設します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>生涯学習支援課</p>
29	地域の防災活動の支援	<p>自助・共助の考えに基づき、組織的かつ実効性のある自主防災組織とするため、防災訓練の指導、研修、防災用資器材購入費用の一部を助成するなど、自主防災組織の活動を支援するとともに、地域の自主防災組織の結成・加入等を促進します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>危機管理担当</p>
30	災害時における健康的な避難所生活の推進及びペットの防災対策の推進	<p>災害時の避難所生活をより快適に健康に過ごすため、環境衛生・食品衛生・感染症対策の観点から情報提供を行うとともに、避難所の生活環境の改善や食中毒・感染症等の予防に取り組みます。</p> <p>ペットの防災については、自宅や避難所での避難生活に必要な物品の備蓄、預かり先の確保等について飼養者に啓発するとともに、平常時からのしつけ、健康管理、所有者明示等の適正飼養及び終生飼養について、飼養者や地域の理解を深めるための指導と情報提供を行います。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>衛生課</p>

<p>31 安全安心なまちづくりの推進</p>	<p>近年、区内における交通事故発生件数及び刑法犯認知件数が減少しています。犯罪のない安全・安心のまち中原区をめざし、引き続き安全・安心な暮らしを守る地域社会形成の取組を推進します。交通安全教室、街頭での啓発活動、講座やパトロール用品の貸与等、自主防犯組織への支援等を実施します。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>危機管理担当</p>
--------------------------------	--	---------------------	---------------

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

基本方針1 情報提供の充実

若い世代やシニア世代などターゲットに応じた手法で、困ったときに頼れる制度やサービスなどの情報を適切に発信し、認知度を高めます。

転入者に向けては、転入のタイミングで身近で効果的な地域情報や町内会・自治会の情報を提供し、地域参加者を増やすことにつなげます。

また、情報提供のためのツールづくりと併せて自ら情報提供を行うという意識を持った人材を地域に増やすための普及啓発に取り組みます。

取組

32 高齢者向けホームページによる情報発信	必要な人に必要な情報がタイムリーかつ、よりわかりやすく伝わることをめざし、シニアが集える場や介護予防等健康づくりに関すること等をホームページにより情報発信します。	所管課 (担当)	高齢・障害課 地域支援課 地域ケア推進課
33 シニアのための中原区おでかけマップの充実	住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らせることをめざし、自身の健康を維持増進し、地域活動及び公的サービスを積極的に活用できるように情報を取りまとめた「シニアのためのおでかけマップ」の充実を図ります。	所管課 (担当)	地域支援課
34 高齢期の快適な暮らしに関する情報発信	住み慣れた地域や自ら望む場でより快適に暮らし続けることができるように住まいと住まい方の支援を行います。高齢者施設については、利用者と職員の健康な暮らしを支える施設の維持管理について助言指導を行います。また、高齢期を自宅で快適に暮らすためのヒント等について情報提供します。	所管課 (担当)	衛生課
35 中原区子育て情報の発信	子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を温かく見守っている寛容と互助の地域をめざし、子育てに関する多様な情報を効果的に提供するために、子育て情報ガイドブックをはじめ、冊子や情報誌の作成を行います。これらを出生時及び子育て世帯の転入時に配布するとともに、ホームページやアプリを通じた情報発信を行います。	所管課 (担当)	地域ケア推進課

<p>36 こんにちは赤ちゃん訪問事業</p>	<p>子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域とのつながりを持てるようにすることで、安心して子育てできる地域づくりをめざし、地域の子育て情報を届け、相談を希望する方を支援につなげるため、本訪問を希望する生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭へ訪問員が訪問します。そのため、訪問員の養成及びスキルアップを図るため研修等を開催します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>地域支援課</p>
<p>37 あかちゃんとの快適な暮らしに関する情報発信</p>	<p>あかちゃんを含めた家族が安全で快適に暮らせる環境について助言します。 室内空気環境（温度・湿度・換気）、化学物質対策、ダニ・カビ対策、誤飲事故防止、食中毒予防、感染症予防などについてわかりやすく情報提供します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>衛生課</p>
<p>38 転入者に対する地域福祉の啓発</p>	<p>転入者が増えている中原区において、地域や福祉に関する情報を知るきっかけを作り、より幅広い層の参加による地域づくりを進めていくため、転入時の地域情報の発信を行う他、武蔵小杉駅周辺地域に向けては、マンション管理組合等との連携を推進します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>地域ケア推進課 地域振興課</p>
<p>39 転入者に向けた地域情報の提供</p>	<p>転入者が安心して暮らし続けることができる地域をめざし、対象に応じた行政情報を柔軟に提供します。例として、子育て世帯の転入時に、子育てサロンや施設の情報等、対象の月齢や年齢に応じた情報を提供することで、安心して子育てできるよう支援します。</p>	<p>所管課 (担当)</p> <p>地域ケア推進課 区民課</p>

基本方針2 包括的な相談・支援機能の充実

自身はまだ支援を必要としていないと感じている区民についても、心配事や悩みを抱え込む前に相談しやすい環境を整備します。そのため、区民の地域参加の機会を創り出す支援を通じて、地域社会や行政とのゆるやかな接点を増やし、相談の敷居を下げた上で、きめの細かい支援につなげていきます。

取組

40	妊娠期からの相談支援の取組	所管課 (担当)	地域支援課
<p>妊娠、出産を契機に、妊婦と家族が健康づくりを考え実行できるよう、支援していきます。また安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠届出時の面談や両親学級等で、子育て支援・地域情報等の提供を行います。</p>			
41	乳幼児健康診査・育児相談	所管課 (担当)	地域支援課
<p>乳幼児の健やかな成長発達の確認と保護者の育児不安の軽減を目的として、乳幼児健康診査事業や育児相談を実施します。</p>			
42	保育所入所相談の充実	所管課 (担当)	児童家庭課
<p>保育を必要とする家庭に対して適切な情報提供を行うことで子ども・子育て支援を充実させるため、児童福祉に基づく、認可保育園の入所相談、申請受付、利用調整、入所決定及び入所者の管理、退所等の業務を実施します。</p> <p>また、令和元年10月施行の幼児教育・保育無償化による保育施設利用の多様化に伴い、各関係機関と連携しながら、入所保留者に対するアフターフォローを実施し、認可外保育園等の情報提供や、申請者が必要とする保育サービスへとつなげていくことで待機児童の解消を図ります。</p>			
43	公的児童施設有効活用事業	所管課 (担当)	保育所等・地域 連携担当
<p>子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を暖かく見守っている寛容と互助の地域をめざし、中原区保育・子育て総合支援センター、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心とした地域子育て支援事業を行います。</p> <p>「子育て相談」「交流の場の提供」「子育て講座」を実施するとともに、区内の公民保育所や地域子育て支援センター等、子育て支援関係者を対象とする研修や連携会を開催し、関係機関の連携を推進していきます。</p> <p>子育て世代に必要な情報が届くように、チラシやホームページ、子育てアプリにて広報していきます。</p>			

44	多胎児育児支援	<p>多胎児世帯の孤立や不安を軽減し、虐待予防や安心して子育てができる環境をめざして地域における多胎児育児支援の基盤づくりに取り組みます。地域における多胎児交流会や双子の会（ツインキッズ）を開催し多胎児を育てる保護者の自助・互助力を強化するほか、ピーナッツ通信を発行し活動の情報発信を行います。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域支援課</p>
45	中原区子どもの発達支援事業	<p>発達に何らかの課題がある子どもとその保護者の孤立や不安を軽減し、安心して生活できる地域をめざし、発達支援活動の向上を図るために、関係機関や関係団体と協働して、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進に取り組みます。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域支援課</p>
46	家族教室	<p>統合失調症等の精神疾患の患者を持つ家族が将来も安心して暮らせるように、家族会と連携して、精神科医療を中心とした正しい知識の提供を目的とした講演会を開催します。こうした市民の不安や疑問を解消出来るように、家族や対象者の高齢化や複雑化等も踏まえて必要な情報を提供出来る企画調整を行い、ホームページを活用した広報等の情報発信を行います。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>高齢・障害課</p>
47	中原区要保護児童対策地域協議会の取組	<p>円滑で充実した「子どもを守る地域ネットワーク」づくりをめざし、虐待を受けている児童をはじめとする要保護・要支援児童の早期発見及び適切な保護や支援のため、関係機関が情報や考え方を共有し連携を図ります。協議会は代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3層で構成され、行政、関係機関が構成員となり支援に必要な情報交換などを行います。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域支援課</p>
48	虐待に係る相談支援体制の充実	<p>児童虐待の早期発見・早期対応及び発生予防をめざし、乳幼児健診、新生児訪問の母子保健事業や育児支援家庭訪問事業などの子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行います。</p> <p>また、児童虐待の相談・通告について、虐待の疑いの状態であっても多職種の多角的視点によるアセスメントを踏まえて、援助方針を組織的に決定します。中原区要保護児童対策地域協議会を設置し、多職種や児童相談所等と適切な連携の下で対応します。</p> <p>高齢者や障害者に係る虐待については、地域包括支援センターや障害者相談支援センター及び関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域支援課 高齢・障害課</p>

49	成年後見制度への対応の充実	所管課 (担当)	高齢・障害課
<p>判断能力が不十分な人が社会で不利益や被害を受けることがないよう大切な財産や権利を守るために、パンフレットを活用しながら成年後見人制度利用の説明を適切に行います。また、行政による申立が必要な状況である場合にも、必要な人への現状把握をしながら適切な対応を行います。</p>			
50	高齢者・障害者に対する相談体制の充実	所管課 (担当)	高齢・障害課 地域支援課
<p>高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが地域の身近な相談窓口となり、生活や健康、医療・介護に関する相談、権利擁護業務、地域活動への支援等を行います。また、地域の連携・協力体制づくりへの取組のほか、個別課題の解決に向け、関係機関等とも連携を図っていきます。</p>			
51	認知症訪問支援事業<新>	所管課 (担当)	高齢・障害課
<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医師、看護師、社会福祉士等の複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対する初期の支援を行い、自立生活のサポートを行います。</p>			
52	区の実践における必要な配慮の実施	所管課 (担当)	地域ケア推進課
<p>障害を持つ方や外国籍の方など様々な背景を持った方が参加し、お互いに理解しながら支えあう地域をめざし、区の実践やサービスを受けやすくするための必要な配慮に取り組みます。 そのため、区のイベント等における聴覚的な支援者の配置や、両親学級、乳幼児健診などにおける通訳派遣などを行います。</p>			

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

基本方針1 保健・医療・福祉の連携

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンのもと、区民へ在宅療養の選択肢を普及啓発するとともに、専門性が高い、保健・医療・福祉の関係機関と連携しながら、希望する方が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えます。

取組

53	中原区在宅療養推進協議会との連携	所管課 (担当)	高齢・障害課
<p>誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、在宅療養を選択肢のひとつとして検討できるよう、普及啓発のための広報紙の作成や中原区在宅療養推進協議会と連携して区民向けシンポジウムの開催、関係者との勉強会を行います。</p>			
54	中原区防災連携協議会医療救護ネットワーク部会の取組	所管課 (担当)	地域ケア推進課
<p>大規模災害の発生に備えて、区内の医療機関、医療関係者、学校、消防署等との連携強化に引き続き取組むとともに、災害時の情報共有や連携など円滑な医療・救護活動実施のための体制づくり及び訓練を行っていきます。</p>			

基本方針2 市民・事業者・行政の連携・協働

様々な主体間のネットワークにより、情報共有や地域包括ケアへの理解を深めていくことで、行政だけでなく、地域全体で連携して地域福祉を進めていくための仕組みづくりを推進します。

取組

55	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	所管課 (担当)	地域振興課
年齢を問わず幅広く利用される商店街を気軽にいつでも繋がれる地域交流の場とし、いきいきと暮らせるヒントを得る情報交換の場とすることをめざし、商店街と連携し店舗の知識を生かした各種教室や地域交流イベントを開催します。			
56	民生委員児童委員の活動支援	所管課 (担当)	地域ケア推進課
地域における身近な相談相手として住民の相談に応じ、地域住民の生活課題を解決するため、民生委員児童委員の活動を支援をします。そのためには、民生委員児童委員と行政の連携を深めることが重要であり、各地区民生委員協議会の定例会等の場において、関係各課等からの情報提供や活動に関連した研修会を実施することで、活動を支援します。また、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、住民の理解を得られるよう広く周知します。			
57	市民提案型事業	所管課 (担当)	企画課
地域課題の発掘と解決、市民活動団体の活性化を目的に、区内で活動している団体等から地域課題とその解決方法の提案を受け、協働で課題解決に向けた取り組みを行います。			
58	保護司会の活動支援～社会を明るくする運動の推進～	所管課 (担当)	地域ケア推進課
更生保護への理解を広め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、中原区保護司会の活動が円滑に行われるよう支援するとともに、区内の各種団体と連携して「社会を明るくする運動」を着実に進めます。			
59	健康づくりネットワークの構築	所管課 (担当)	地域支援課
「川崎市健康増進計画第2期かわさき健康づくり21」に基づき、中原区の健康課題の解決に向けて「健康づくり推進連絡会議」等で協議し、区の特性を生かしたネットワークを強化します。また、「第4期川崎市食育推進計画」の推進のために中原区食育推進分科会を設置し、関係機関・団体と連携して食の課題の改善に取り組みます。			

60 中原区総合子どもネットワーク事業		
<p>子育てに関する様々な団体や個人が共に子どもの成長を温かく見守っていただける関係づくりをめざし、子どもの健やかな成長を促す環境の整備や仕組みづくりを行うことを目的に、子育て・子ども支援の推進と関係団体による情報交換・相互協力をより進め、地域包括ケアシステムの考えの下、地域課題の把握、解決を図ります。</p>	所管課 (担当)	地域ケア推進課
61 幼稚園・保育園・小学校連携事業		
<p>区内の幼稚園・保育園・小学校の教職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。 園長・校長連絡会や連携担当者連絡会、小学校授業参観や保育園・幼稚園実習等を通じ、子どもに関する諸課題について情報共有を図りながら、連携・交流を進めます。</p>	所管課 (担当)	保育所等・地域連携担当
62 保育所等人材育成・連携事業		
<p>保育施設の保育の質の向上、保育施設相互の連携や交流の促進をめざし、多様な民間園の保育に効果的に対応するため、実践的な研修や連絡会、保育施設の職員相互が学びあえるような公開保育や実習研修を計画します。 中原区保育・子育て総合支援センターにおいて、保育園という実践フィールドや研修機能を活用し、人材育成を行っていきます。 区全体での保育内容研修、公立保育園職員による実技研修や危機管理研修等、職員体制上、研修参加が難しい保育施設には、ニーズに合わせた支援を行います。</p>	所管課 (担当)	保育所等・地域連携担当
63 中原区精神保健福祉連絡会の実施		
<p>誰もが安心した地域生活が送れるように、対応が困難な精神障害者の支援について、行政、医療、警察等の関係機関がそれぞれの取組の内容や状況に関する意見・情報交換を行う会議を毎年開催し、相互理解を深める事で、関係機関との連携体制をより円滑にします。こうした取組を重ね、精神障害者の安定した地域生活が継続出来る様に、今後も各機関とのネットワークを構築した障害者支援を行います。</p>	所管課 (担当)	高齢・障害課
64 中原区地域自立支援協議会の開催		
<p>障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして、障害者支援に関わる地域の関係機関が集まり、課題の共有や解決に向けた協議を行います。相談支援の場における実例を題材とした事例検討を様々な立場の参加のもと実施することで、より区の実情に応じた広がりのある議論を行います。</p>	所管課 (担当)	高齢・障害課

65	中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議の取組		
	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく必要な協議及び情報共有を図ることを目的に、中原区における地域住民、企業、関係団体と行政等で構成する中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に係る取組及び連携を推進します。	所管課 (担当)	地域ケア推進課
66	区内事業者と連携した地域づくりの推進<新>		
	地域に関わる区内事業者等の様々な主体が資源を持ち寄り、地域が抱える課題に連携して取り組むことで、活気ある地域づくりを推進します。	所管課 (担当)	地域ケア推進課
67	中原区防災連携協議会の取組<新>		
	区内の地域住民、関係団体、企業、学校等の約100の団体と行政機関で構成する中原区防災連携協議会を運営し、大規模災害に備えて、顔の見える関係を築きながら、地域関係者が連携する災害に強いまちを目指し、5つの分野における防災上の課題検討や情報共有を図ります。	所管課 (担当)	危機管理担当
68	二次避難所施設連絡会議の開催<新>		
	災害発生時に、一般的な避難所において生活に支障を来す人がいる場合に的確な二次避難所の設置、運営を行うことができるよう、中原区における二次避難所社会福祉施設と区役所が連携を図り、情報交換を行うとともに、課題の抽出や検討のための連絡会議を開催します。	所管課 (担当)	高齢・障害課

基本方針3 社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会とめざすべき地域の姿を共有し、協議や情報共有の場を持ち、お互いに連携しながら取組を推進します。

取組

69	中原区社会福祉協議会との連携		
	中原区社会福祉協議会と連携し、お互いの役割や機能を一層発揮しながら地域福祉を推進していくことをめざします。そのため、社会福祉協議会の中原区地域福祉活動計画の取組と連携しながら、共に支え合いのまちづくりを進めていきます。	所管課 (担当)	地域ケア推進課

基本目標4 地域参加の仕組みづくり

基本方針1 地域マネジメントと地域コミュニティの推進

区民の多様なニーズを受け止めながら、多様な地域資源につなぐことで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人にも、自分のやりたい事や興味のある事から主体的に取り組むことを支援し、元気なうちから地域に目を向けてもらう意識づくりにつなげていきます。

区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追及しながら、いつまでも生活できる地域を実現するために、予防の視点を持って、地域力の底上げに取り組みます。

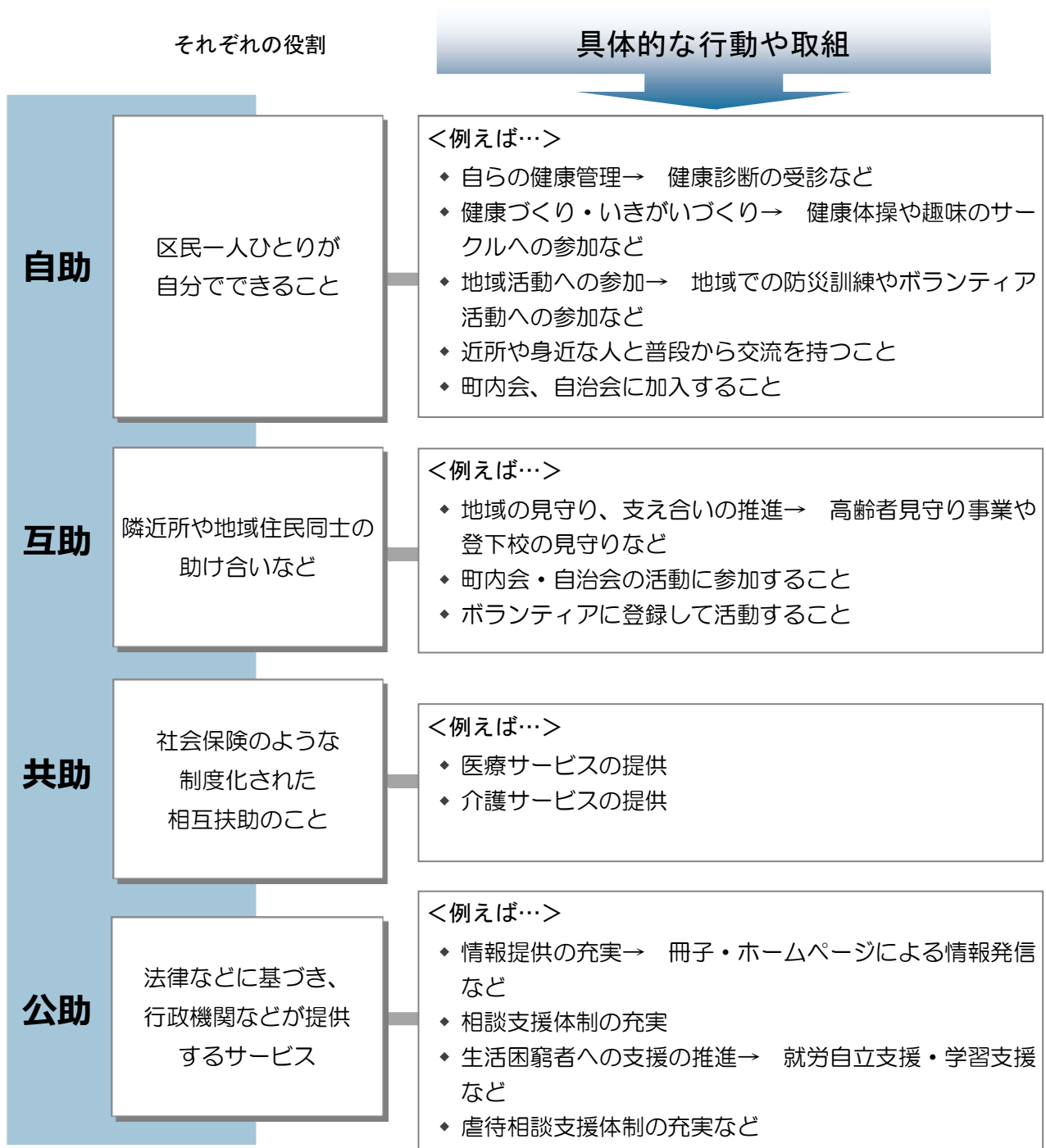
取組

70 地域包括ケア推進のための地域マネジメントの取組<新>		
<p>誰もが住み慣れた地域や本人が望む場で安心して暮らし続けることができる地域を実現するため、地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築をめざします。</p> <p>地域づくり、地域支援、個別支援を効果的にバランスよく回しながら分野横断的な庁内の連携体制を推進し、多様な主体との協働による地域課題解決に向けた連携を通じて、地域住民の主体性を引き出すための取組を推進します。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>地域ケア推進課</p>
71 地域コミュニティの推進<新>		
<p>武蔵小杉駅周辺の再開発による転入者などが多い中原区において、誰もが気軽に集える出会いの場である「まちのひろば」を支援するとともに、まちづくりへの参加やコミュニティの形成などをより活性化させる「新たなしくみ」として、区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」の創出など「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく支援をすることによって、地域住民が繋がりをもち、誰もが自分らしく暮らせるまちになるように取組を進めます。</p>	<p>所管課 (担当)</p>	<p>企画課</p>

7 地域福祉計画の進め方

区民、地域の活動者・地域組織・福祉関係団体、事業者等、社会福祉協議会、行政（区）がそれぞれの役割を持って自助・互助・共助・公助をバランスよく機能させ、地域福祉計画を推進していきます。

【推進の仕組み】



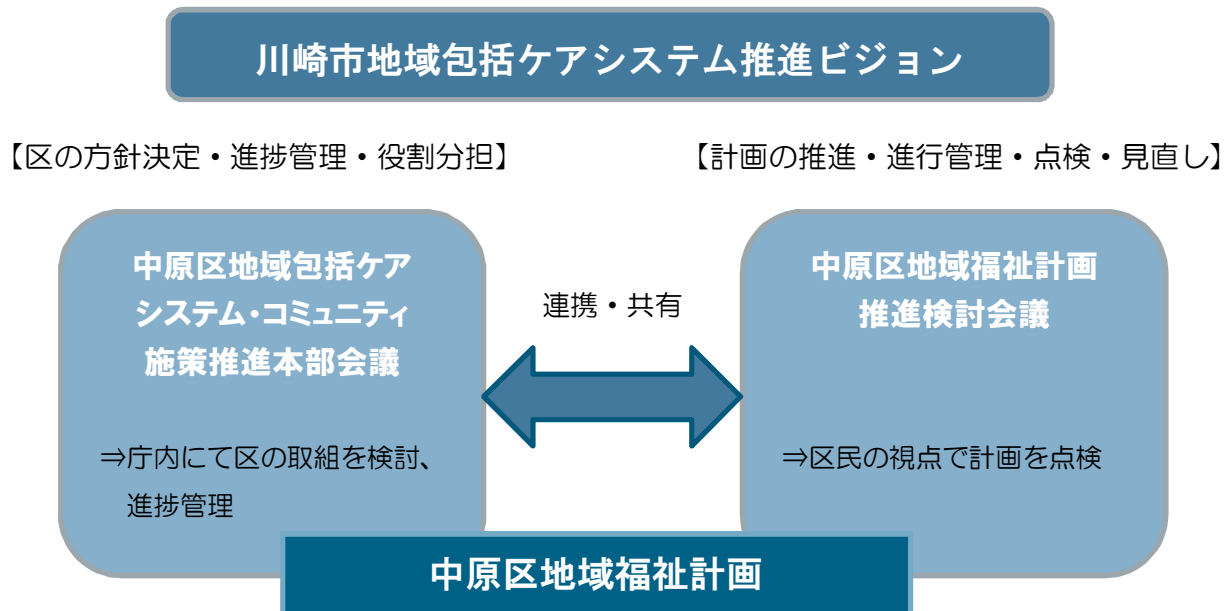
8 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、区役所の地域包括ケアシステム及びコミュニティ施策の方針決定を行う「中原区地域包括ケアシステム・コミュニティ施策推進本部会議」にて、区の実施の進捗管理及び推進に係る検討を行います。

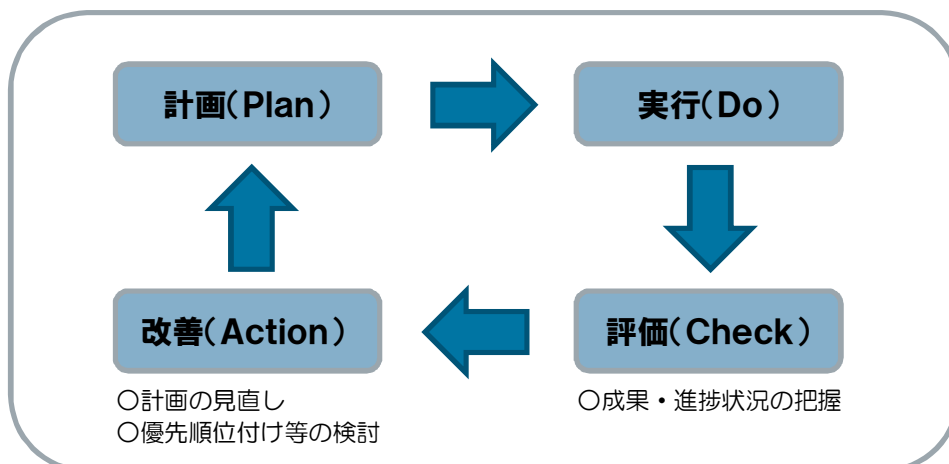
また、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「中原区地域福祉計画推進検討会議」において、区民の視点で計画の推進及び進行管理等の点検を行います。

2つの会議は連携しながら、PDCAサイクルにより中原区地域福祉計画を推進していきます。

【計画の進行体制】



【PDCAサイクル】



第6期中原区地域福祉計画（素案）

【発行年月】 令和2（2020）年11月
【編集・発行】 川崎市中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課
〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245
TEL 044-744-3239
FAX 044-744-3196
E-mail 65keasui@city.kawasaki.jp